

1 熊本県景観条例

昭和62年3月16日

条例第7号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、県、県民及び事業者の県土の景観形成に関する責務を明らかにするとともに、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の規定に基づく景観計画の策定及び行為の規制等に関し必要な事項並びに景観形成のための活動の促進に関する事項を定めることにより、地域の特性が生かされた景観の保全と創造を図り、もって緑と水が豊かで県民にとって誇りと愛着をもてる県土の醸成に資することを目的とする。

(平11条例57・平19条例58・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において「景観形成」とは、優れた景観を保全し、又は創造することをいう。

2 この条例において「建築物等」とは、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物(塀を除く。以下「建築物」という。)及び規則で定める工作物(以下「工作物」という。)をいう。

3 この条例において「景観形成地域」とは、次の各号のいずれかに該当する地域のうち、県土の景観形成上重要な地域として第6条の景観計画で定める地域とする。

(1) 山、高原、海、河川等の自然の風景を有する地域

(2) 歴史的遺産を有する地域

(3) 田園風景を有する地域

(4) 道路及びその周辺の地域

(5) 都市施設の集積地域

(6) その他知事が特に必要と認める地域

4 この条例において「特定施設届出地区」とは、県内において、建築物、工作物等が集積し、又は集積するおそれがある区域のうち、景観形成を図る必要がある幹線道路(道路法(昭和27年法律第180号)第3条第1号から第3号までに規定する道路並びに都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第6項に規定する都市計画施設である道路及び広場をいう。)の沿道の区域で第6条の景観計画で定める区域とする。

5 この条例において「特定施設」とは、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第7号及び第8号並びに同条第6項第4号に規定する営業を行うための施設、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第3条第1号に規定する給油取扱所(専ら自家用に供するものを除く。)、広告塔及び広告板その他当該地区の景観を構成するうえで重要な要素となる施設及び設備で規則で定めるものをいう。

6 この条例において「大規模行為」とは、次に掲げる行為をいう。

(1) 建築物で、その高さ又は建築面積が規則で定める規模を超えるものの新築、増築(増築により新たに当該規則で定める規模を超えることとなる場合の当該増築を含む。以下この項において同じ。)、改築(改築により新たに当該規則で定める規模を超えることとなる場合の当該改築を含む。以下この項において同じ。)、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更

(2) 工作物で、その高さ(工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該建築物の高さとの合計の高さとする。)

又はその敷地の用に供する土地の面積が規則で定める規模を超えるものの新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更

(3) さく及び塀で、高さ及び長さが規則で定める規模を超えるものの新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更

(4) 地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採及び土石の採取で、地形の外観の変更に係る土地の面積が規則で定める面積を超えるもの又は高さ及び長さが規則で定める規模を超えるのり面若しくは擁壁を生じるもの

(5) 土地の区画画質の変更(土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む。以下同じ。)で、変更に係る土地の面積が規則で定める面積を超えるもの又は高さ及び長さが規則で定める規模を超えるのり面若しくは擁壁を生じるもの

(平19条例58・一部改正)

(県の責務)

第3条 県は、県土の景観形成を促進するための基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するように努めるものとする。

2 県は、市町村と連携し、かつ、協力して、前項の施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(平11条例57・一部改正)

(県民及び事業者の責務)

第4条 県民及び事業者は、県土の景観形成に自ら努めるとともに、県が実施する景観形成のための施策に積極的に協力するように努めるものとする。

(平11条例57・一部改正、平19条例58・旧第5条線上)

(景観形成基本方針)

第5条 県は、県土の景観形成に関する基本方針(以下「景観形成基本方針」という。)を策定するものとする。

(平19条例58・追加)

第2章 景観計画

(平19条例58・全改)

第6条 景観計画(法第8条第1項に規定する景観計画をいう。以下同じ。)は、景観形成基本方針に即して定めるものとする。

2 景観計画においては、次条第2項各号に掲げる行為に係る良好な景観形成のための行為の制限に関する事項について定めることができる。

(平19条例58・全改)

第3章 行為の規制等

(平19条例58・全改)

(届出行為等)

第7条 法第16条第1項の規定による届出の対象となる行為(同項第4号の規定により条例で定める行為を含む。)は、次の各号に掲げる行為とする。

(1) 景観形成地域における次に掲げる行為

ア 建築物等の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

イ 木竹の伐採

ウ 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。)、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)その他の物件の堆積

エ 鉱物の掘採又は土石の採取

オ 土地の区画画質の変更

(2) 特定施設届出地区における特定施設及び同一敷地内でこれに附帯する施設でその敷地の全部又は一部が特定施設届出地区に係るもの新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(前号に規定する行為を除く。)

(3) 景観形成地域を除く景観計画区域(景観計画において定める景観計画の区域をいう。以下同じ。)内における大規模行為(前号に規定する行為を除く。)のうち建築物等の撤去以外の行為

2 次に掲げる行為をしようとする者は、その旨を知事に届け出なければならない。

(1) 景観形成地域における次に掲げる行為

ア 建築物等の撤去

イ 屋外における自動販売装置の設置

ウ 広告物(屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物及びこれに類するもので屋内から屋外の公衆に向けて表示されるものをいう。)の設置及び外観の変更

(2) 特定施設届出地区における特定施設及び同一敷地内でこれに附帯する施設でその敷地の全部又は一部が特定施設届出地区に係るものの撤去(前号に規定する行為を除く。)

(3) 景観形成地域を除く景観計画区域内における大規模行為(前号に規定する行為を除く。)のうち建築物等の撤去

3 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、当該変更により、第9条第2項に掲げる行為に該当することとなる場合を除き、その旨を知事に届け出なければならない。

4 第1項の届出及び前2項の規定による届出に関し必要な事項は、規則で定める。

5 知事は、第2項及び第3項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、規則で定めるところにより、設計の変更その他の必要な措置をとるよう勧告することができる。

6 前項の勧告は、第2項又は第3項の規定による届出のあった日から30日以内になければならない。

7 法第16条第2項の規定による変更の届出は、当該変更が同条第3項の勧告に従うことにより生じるとき、又は法第17条第1項の規定による命令に従うことにより生じるときは、することを要しない。

8 第3項の規定による変更の届出は、当該変更が第5項の勧告に従うことにより生じるときは、することを要しない。

(平19条例58・全改)

(国、地方公共団体等の特例)

第8条 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、法第16条第5項の規定による通知並びに前条第2項及び第3項の規定による届出をすることを要しない。

2 規則で定める公共的団体が行う行為については、法第16条第1項及び第2項の規定による届出並びに前条第2項及び第3項の規定による届出をすることを要しない。

(平19条例58・全改)

(適用除外)

第9条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、第7条第1項に規定する行為以外の行為及び次の各号に掲げる行為とする。

(1) 景観形成地域における通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの

(2) 特定施設届出地区における行為で規則で定めるもの

(3) 大規模行為に係る通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの

2 第7条第2項及び第3項の規定は、前項各号に掲げる行為については、適用しない。

(平19条例58・全改)

(特定届出対象行為)

第10条 法第17条第1項の条例で定める行為は、第7条第1項の規定により届出を要する行為のうち、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為とする。

(平19条例58・全改)

第4章 公共事業等における景観形成

(平19条例58・追加)

(公共事業等景観形成指針)

第11条 知事は、公共事業、公共施設の建築等で県土の景観形成に著しい影響を及ぼすもの(以下「公共事業等」という。)について景観形成のための指針(以下「公共事業等景観形成指針」という。)を定めるものとする。

(平19条例58・追加)

(公共事業等景観形成指針の遵守等)

第12条 県は、公共事業等を行うときは、公共事業等景観形成指針を遵守するものとする。

2 知事は、国、他の地方公共団体その他の公共的団体が公共事業等を行うときは、公共事業等景観形成指針に配慮するよう要請することができる。

(平19条例58・追加)

第5章 特定事業者との景観形成協定

(平19条例58・追加)

第13条 知事は、県土の景観形成を図るうえで必要があると認めるときは、その事業に係る一団の土地の面積が規則で定める面積を超える事業(以下「特定事業」という。)を営み、又は営もうとする者(国の機関、地方公共団体及び規則で定める公共的団体(以下「国等」という。)を除く。)と景観形成に関する協定を締結することができる。

2 前項の協定には、次に掲げる事項のうち必要な事項を定めるものとする。

(1) 協定の名称及び目的並びに協定の対象となる区域に関する事項

(2) 建築物等の位置及び外観並びに敷地の緑化に関する事項

(3) 駐車場等附帯施設の位置及び外観並びに敷地の緑化に関する事項

(4) 協定の有効期間に関する事項

(5) 協定の廃止又は変更の手続に関する事項

(6) その他協定の対象となる区域の景観形成に関し必要な事項

3 市町村長は、知事に対し、当該市町村内において特定事業を営み、又は営もうとする者と第1項の協定を締結するよう要請することができる。

4 知事は、第1項の協定を締結したときは、その内容を公表するものとする。

(平19条例58・追加)

第6章 援助等

(平19条例58・追加)

(援助)

第14条 県は、知事の指導、助言又は勧告に従って、景観形成のために必要な措置を講じる者に対して、技術的援助を行い、又は予算の範囲内において、当該措置のために必要な経費の一部を助成することができる。

2 県は、市町村の景観形成施策の策定及び実施に関し必要な技術的援助を行うことができる。

3 県は、第16条第1項の協定を締結しようとする者若しくは締結された協定の当事者又は第17条の市民団体等に対し、景観形成に必要な技術的援助を行うことができる。

4 県は、市町村が、第16条第4項の認定を受けた景観形成住民協定の当事者が協力して行う景観形成活動に対し技術的援助その他の援助を行うときは、予算の範囲内において、当該援助のために必要な経費の一部を助成することができる。

(平19条例58・追加)

(啓発)

第15条 県は、県民、事業者等に対し、県土の景観形成施策に関する知識の普及等啓発に努めるものとする。

2 県は、次条第1項の協定の締結が促進されるよう必要な啓発に努めるとともに、都市緑地法(昭和48年法律第72号)に基づく緑地協定、建築基準法に基づく建築協定その他景観形成を図るうえで活用できる制度で、県民、事業者等が相互に協力して行うことができるものについて、必要な啓発に努めるものとする。

(平19条例58・追加)

第7章 県民の景観形成活動

(平19条例58・旧第4章線下)

(景観形成住民協定)

第16条 土地(道路、河川、公園等公共の用に供する土地を除く。)又は建築物等を所有し、又は管理する者(国等を除く。)は、一定の区域を定め、当該区域の実情に応じた景観形成を図るため、当該土地、建築物等その他景観形成に必要な事項について、景観形成に関する協定を締結するように努めるとともに、当該協定に沿った活動を積極的に行うように努めるものとする。

2 前項の協定には、第13条第2項各号に掲げる事項のうち必要な事項を定めるものとする。

3 市町村長は、第1項の協定が締結された場合において、その内容が市町村における景観形成に資するものであると認めるときは、当該協定を景観形成住民協定として認定するように知事に推薦することができる。

4 知事は、前項の規定により推薦された協定その他住民の協定の内容が、県土の景観形成に資するものであると認めるときは、規則で定めるところにより、当該協定を景観形成住民協定として認定することができる。

5 知事は、前項の規定により景観形成住民協定として認定したときは、その内容を公表するものとする。

(平19条例58・旧第29条線上・一部改正)

(景観形成市民団体等)

第17条 景観形成に係る活動を目的とした市民団体等は、その自主的活動を積極的に行うとともに、県が実施する景観形成のための施策に協力するように努めるものとする。

(平11条例57・一部改正、平19条例58・旧第30条線上)

第8章 熊本県景観審議会

(平19条例58・旧第5章線下)

(設置及び権限)

第18条 知事の附属機関として熊本県景観審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、知事の諮問に応じ、景観形成に関する事項を調査審議するものとする。

3 審議会は、景観形成に関する事項について、知事に意見を述べることができる。

4 知事は、次に掲げる事項については、審議会に諮問するものとする。

(1) 景観形成基本方針の策定及び変更

(2) 景観計画の策定及び変更

(3) 第2条第5項及び第6項の規則の制定、改正及び廃止

(4) 第20条の規定による地域の指定

(5) 法第17条の規定による命令に関すること。

(6) その他知事が必要と認める景観形成に関する重要事項

(平19条例58・旧第31条線上・一部改正)

(組織等)

第19条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 審議会の委員は、景観形成に関し学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平19条例58・旧第32条線上)

第9章 雑則

(平19条例58・旧第6章線下)

(市町村の条例との調整)

第20条 市町村が良好な景観の形成に関する条例を制定している場合において、知事が当該条例の適用により県土の良好な景観の形成を図る上で支障を生ずるおそれがないと認めて指定した地域については、第7条から第10条までの規定は、適用しない。

(平19条例58・追加)

(規則への委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平19条例58・旧第34条線上)

第10章 罰則

(平19条例58・旧第7章線下)

第22条 第7条第2項又は第3項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3万円以下の罰金に処する。

(平19条例58・旧第35条線上・一部改正)

第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

(平19条例58・旧第36条線上)

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第5章の規定は、昭和62年4月1日から施行する。
(昭和62年9月規則第38号で、同62年10月1日から施行。ただし、第18条の規定は、同62年11月20日から施行)

2 この条例の施行の際既に着手している行為については、第18条の規定は、適用しない。

附 則(平成11年12月20日条例第57号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成19年10月3日条例第58号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の熊本県景観条例(以下「新条例」という。)第6条の景観計画の策定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同条及び第18条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 景観行政団体である市町村の区域のうち、この条例による改正前の熊本県景観条例(以下「旧条例」という。)第33条に規定する規則で定める区域を除く区域における新条例の適用については、当該市町村が景観法(平成16年法律第110号)第8条の規定に基づく景観計画を策定し、関連する条例を施行する日の前日までは、なお従前の例による。

4 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧条例第2章の規定による届出又は変更の届出がなされた行為については、なお従前の例による。

5 前2項の規定によりなお従前の例によることとされている行為又はこの条例の施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 山鹿市都市景観条例

平成17年1月15日

条例第192号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、山鹿市の都市景観の形成に必要な基本的事項を定め、これを総合的に推進することにより、緑豊かな自然環境と歴史に育まれてきた独自の生活文化を守るとともに、個性あふれるまちづくりを進め、市民が愛着と誇りをもつ郷土の創出に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 都市景観の形成 都市景観を保全し、修景し、又は創出することをいう。

(2) 景観の保全 山鹿市の歴史と自然によって生まれ、受け継がれてきた独自の景観を将来にわたって守っていくことをいう。

(3) 景観の修景 山鹿市のまちづくりの将来像を実現していくうえで、阻害又は不足している景観を改善し、より調和のとれた景観を形成していくことをいう。

(4) 景観の創出 山鹿市の生活文化を更に向上させる景観を新たに創り出していくことをいう。

(5) 建築物等 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物及び建築物以外の工作物で規則で定めるものをいう。

(6) 広告物 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物及びこれを掲出する物件をいう。

(7) 景観形成建造物 山鹿市にとって良好な都市景観を形成するうえで重要であり、歴史的かつ文化的に価値の高い建築物及びこれと一体をなす工作物で規則で定めるものをいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、山鹿市の個性あふれる都市景観の形成を図るため、総合的な施策を策定し、これを計画的に実施しなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、自ら都市景観の形成の主体であることを認識し、相互に協力して積極的に都市景観の形成に寄与するように努めなければならない。

2 市民は、市長が実施する都市景観の形成についての施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を進めるに当たって、山鹿市の地域特性に配慮し、積極的に都市景観の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 事業者は、市長が実施する都市景観の形成についての施策に協力しなければならない。

(先導的役割)

第6条 市長は、公共施設の整備を行うに当たっては、都市景観の形成に先導的役割を果たすものとする。

(市民意識の高揚等)

第7条 市長は、都市景観の形成に関する市民及び事業者の意識を高め、知識の普及を図るために必要な措置を講じるものとする。

第2章 都市景観審議会

(設置)

第8条 都市景観の形成に関する事項を調査及び審議するため、山鹿市都市景観審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(規則への委任)

第9条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 都市景観形成基本計画

(都市景観形成基本計画)

第10条 市長は、都市景観の形成を総合的かつ計画的に推進するため、その基本となる都市景観形成基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 市長は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を定めるときは、これを告示しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画を変更した場合について準用する。

第4章 都市景観形成地区

(都市景観形成地区の指定)

第11条 市長は、基本計画に基づき、本市の都市景観の形成を進めるため、重要な地区を都市景観形成地区として指定することができる。

2 都市景観形成地区は、次の各号のいずれかに該当する地区について指定するものとする。

(1) 歴史的な雰囲気を残し、特徴のある都市景観の形成を図る必要があると認める地区

(2) 自然と調和した都市景観の形成を図る必要があると認める地区

(3) 商業業務施設が集積し、特徴のある都市景観の形成を図る必要があると認める地区

(4) 個性的な住宅地景観を有し、特徴のある都市景観の形成を図る必要があると認める地区

(5) 主要な幹線道路、河川等に沿って特徴のある都市景観の形成を図る必要があると認める地区

(6) その他市長が都市景観の形成上必要と認める地区

3 市長は、前項の規定により都市景観形成地区を指定しようとするときは、あらかじめ当該地区の住民その他利害関係人の意見を聴くとともに、審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、都市景観形成地区を指定しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を公告し、その案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供さなければならない。

5 前項の公告があったときは、都市景観形成地区の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、市長に意見書(別記様式)を提出することができる。

6 市長は、前項の意見書が提出された場合には、その要旨を審議会に提出しなければならない。

7 市長は、都市景観形成地区を指定したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

8 指定は、前項の告示の日の翌日からその効力を生ずる。

9 第3項から第5項まで及び第7項の規定は、都市景観形成地区の解除及び変更について準用する。

(地区景観形成計画)

第12条 市長は、前条第2項の指定をするときは、基本計画の趣旨に沿って、都市景観形成地区の都市景観の形成に関する計画(以下「地区景観形成計画」という。)を定めるものとする。

2 前条第3項から第5項まで及び第7項の規定は、地区景観形成計画の決定、廃止及び変更について準用する。

(地区景観形成基準)

第13条 市長は、地区景観形成計画に基づき、都市景観形成地区の都市景観の形成のための基準(以下「地区景観形成基準」という。)を定めるものとする。

2 前項の地区景観形成基準は、次に掲げる事項のうち必要なものについて定めるものとする。

- (1) 建築物等の位置及び外観並びに敷地の緑化に関すること。
- (2) 広告物に関すること。
- (3) 土地の区画形質の変更後の土地の形状及び緑化に関すること。
- (4) 土石等の採取の際の遮へい及び事後の緑化に関すること。
- (5) 木竹の伐採及び事後の緑化に関すること。
- (6) 屋外における物品の集積又は貯蔵の方法及び遮へいに関すること。
- (7) 屋外における自動販売装置の設置方法に関すること。
- (8) その他市長が必要と認める事項

3 第11条第3項から第5項まで及び第7項の規定は、地区景観形成基準の決定、廃止及び変更について準用する。

(行為の届出)

第14条 都市景観形成地区において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。

- (1) 建築物等の新築、増築、改築、移転、撤去、大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の変更
- (2) 広告物の設置又は外観の変更
- (3) 宅地の造成その他土地の区画形質の変更
- (4) 土石等の採取
- (5) 木竹の伐採
- (6) 屋外における物品の集積又は貯蔵
- (7) 屋外における自動販売装置の設置
- (8) その他都市景観の形成に影響を与える行為で市長が必要と認めるもの

2 前項の規定により届け出た内容に変更を生じたときは、当該届出をした者(当該変更により前項各号の行為をしようとするものに変更されたときは、新たに当該行為をしようとする者)は、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。ただし、第16条の規定による指導、助言又は要請に従うことにより変更を生ずるときは、この限りでない。

3 前項の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。

- (1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則に定めるもの
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- (3) 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第4条第15項に規定する都市計画事業の施行として行う行為
- (4) 国、地方公共団体及び規則で定める公共的団体が行う行為
- (5) 都市景観形成地区が指定され、又はその区域が拡張された際に着手している行為

4 前項第3号及び第4号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を市長に通知しなければならない。

(地区景観形成計画等の遵守)

第15条 都市景観形成地区において前条第1項の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、その行為が当該地区に係る地区景観形成計画及び地区景観形成基準(以下「地区景観形成計画等」という。)に適合するよう努めなければならない。

(指導等)

第16条 市長は、第14条第1項の規定による届出があった場合において、都市景観の形成上必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、規則で定めるところにより、都市景観形成地区の地区景観形成計画等に従い、必要な指導、助言又は要請をすることができる。

2 市長は、都市景観形成地区における既存の建築物等その他規則で定めるものについて、都市景観の形成上必要があると認めるときは、その所有者(権原に基づく占有者又は管理者がある場合は、それらの者を含む。以下「所有者等」という。)に対し、規則で定めるところにより、当該地区の地区景観形成計画等に従い、必要な措置を講じるよう指導、助言又は要請をすることができる。

第5章 特定施設届出地区

(指定)

第17条 市長は、建築物等が集積し、又は集積するおそれがある区域のうち、都市景観の形成を図る必要があると認め幹線道路(道路法(昭和27年法律第180号)第3条第1号から第3号までに規定する道路並びに法第4条第6項に規定する都市計画施設である道路及び広場をいう。)の沿道の区域を特定施設届出地区として指定することができる。

2 第11条第8項及び第9項の規定は、特定施設届出地区の指定(以下この章において「指定」という。)及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

(特定施設)

第18条 この章において「特定施設」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第7号及び第8号並びに同条第6項第3号に規定する営業を行うための施設、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第3条第1号に規定する給油取扱所(専ら自家用に供するものを除く。)、広告塔及び広告板その他特定施設届出地区の景観を構成するうえで重要な要素となる施設及び設備で規則で定めるものをいう。

(行為の届出)

第19条 特定施設及び同一敷地内でこれに附帯する施設(以下この章において「附帯施設」という。)でその敷地の全部又は一部が特定施設届出地区に係るものの新築、増築、改築、移転、撤去、大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の変更(第14条の規定による届出に係る行為を除く。)をしようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。

2 第14条第3項の規定は、前項の規定による届出について準用する。この場合において、同項第5号中「都市景観形成地区」とあるのは「特定施設届出地区」と読み替えるものとする。

(特定施設景観形成基準)

第20条 市長は、次に掲げる事項について、特定施設届出地区の景観形成の基準(以下「特定施設景観形成基準」という。)を定めるものとする。

- (1) 特定施設及び附帯施設の位置に関する事項
- (2) 特定施設及び附帯施設の外観に関する事項

(3) 特定施設及び附帯施設の敷地の緑化に関する事項

(4) その他市長が必要と認める事項

2 第11条第7項及び第8項の規定は、特定施設景観形成基準の決定、廃止及び変更について準用する。

(指導等)

第21条 第16条の規定は、第19条の規定による届出をした者並びに特定施設及び附帯施設の所有者等に対する指導、助言又は要請について準用する。この場合において、第16条第1項中「都市景観形成地区の地区景観形成計画等」とあるのは「特定施設景観形成基準」と、同条第2項中「都市景観形成地区」とあるのは「特定施設届出地区」と、「建築物等」とあるのは「特定施設及び附帯施設」と、「当該地区の地区景観形成計画等」とあるのは「特定施設景観形成基準」と読み替えるものとする。

第6章 大規模建築物等

(行為の届出)

第22条 都市景観形成地区以外の都市計画区域において、第14条第1項第1号から第4号までに掲げる行為のうち、都市景観の形成に著しい影響を与えるものとして規則で定める大規模な建築物等(以下「大規模建築物等」という。)の新築その他の行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめその行為を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による行為の届出については、第14条第3項の規定を準用する。

(大規模建築物等景観形成指針)

第23条 市長は、基本計画に基づき、大規模建築物等に係る都市景観の形成のための指針(以下「大規模建築物等景観形成指針」という。)を定めるものとする。

2 市長は、大規模建築物等景観形成指針を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

3 第11条第7項及び第8項の規定は、大規模建築物等景観形成指針の決定、廃止及び変更について準用する。

(大規模建築物等景観形成指針の遵守)

第24条 都市景観形成地区以外の都市計画区域において、大規模建築物等の新築その他の行為を行おうとする者は、当該行為が大規模建築物等景観形成指針に適合するよう努めなければならない。

(指導等)

第25条 第16条の規定は、第22条の規定による届出をした者及び大規模建築物等の所有者等に対する指導、助言又は要請について準用する。この場合において、第16条第2項中「都市景観形成地区」とあるのは「都市景観形成地区以外の都市計画区域」と、「建築物等その他規則で定めるもの」とあるのは「大規模建築物等」と、「当該地区の地区景観形成計画等」とあるのは「大規模建築物等景観形成指針」と読み替えるものとする。

第7章 景観形成建造物

(登録景観形成建造物)

第26条 市長は、審議会の意見を聴いて、景観形成建造物として保全すべきものを山鹿市登録景観形成建造物(以下「登録建造物」という。)として登録することができる。

2 市長は、登録建造物に登録しようとするときは、あらかじめ当該建造物の所有者等の理解を得なければならない。

3 市長は、前項の登録をしたときは、当該登録建造物の所有者等にその旨を通知するものとする。

4 前項の規定は、登録建造物の登録を抹消する場合について準用する。

(指定景観形成建造物)

第27条 市長は、審議会の意見を聴いて、登録建造物のうち特に重要と認めるものを山鹿市指定景観形成建造物(以下「指定建造物」という。)として指定することができる。

2 市長は、指定建造物に指定しようとするときは、あらかじめ登録建造物の所有者等から同意を得なければならない。

3 市長は、前2項の規定により指定建造物として指定したときは、当該指定建造物の所有者等にその旨を通知するものとする。

4 市長は、前3項の規定により指定建造物を指定したときは、速やかにその旨を告示するものとする。

5 第1項及び前項の規定は、指定建造物の指定を解除する場合について準用する。この場合において、市長は、その旨を当該指定建造物の所有者等に通知するものとする。

(行為の届出)

第28条 登録建造物及び指定建造物の所有者等は、当該建造物について次に掲げる行為をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。ただし、登録の際既に着手していた行為については、この限りでない。

(1) 増築、改築、移転又は全部若しくは一部の撤去

(2) 外観を変更することとなる修繕、模様替え又は色彩の変更

(3) 前2号に掲げるもののほか、外観の保全に支障を及ぼすおそれのある行為

(所有者等の変更)

第29条 登録建造物及び指定建造物の所有者等から権利の継承を受けた者は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(指導、助言及び勧告)

第30条 市長は、第28条の規定による届出があった場合において、登録建造物及び指定建造物の保全のために必要があると認めるときは、当該建造物の所有者等に対して、指導、助言又は勧告をすることができる。

第8章 都市景観形成への住民参加

(まちづくり協定の締結)

第31条 一定の区域内にある土地又は建築物等の所有者等は、当該地区内における建築物の規模、壁面の位置、色彩又は形態の基準、緑化の基準その他都市景観の形成を図るため必要な事項について、基本計画の趣旨に沿った市民相互のまちづくりに関する協定(以下「まちづくり協定」という。)を締結することができる。

(まちづくり協定の認定申請等)

第32条 前条の規定によりまちづくり協定を締結したものは、規則で定めるところにより申請書を提出し、当該まちづくり協定の認定を受けることができる。

2 市長は、提出されたまちづくり協定の内容を審査し、都市景観の形成を図るものであると認められるときは、当該協定を認定することができる。

(まちづくり協定の変更等の届出)

第33条 前項の認定を受けたものは、当該協定において定められた事項を変更し、又はこれを廃止しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(まちづくり協定の取消し)

第34条 市長は、まちづくり協定の内容が基本計画の趣旨に適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

(まちづくり団体の認定)

第35条 市長は、都市景観の形成を推進することを目的として組織され、規則で定める団体規約の要件を満たしている団体で、次の各号のいずれかに該当するものをまちづくり団体として認定することができる。

(1) その活動が、優れた都市景観の形成に有効と認められるものであること。

(2) その活動が、当該地区の多数の住民に支持されていると認められるものであること。

2 前項の認定を受けようとする団体は、その代表者が規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

(まちづくり団体の取消し)

第36条 市長は、前条第1項の規定により認定したまちづくり団体が、同項各号の要件に該当しなくなったと認めるとき、又はまちづくり団体として適当でなくなったと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

第9章 表彰、助成等

(表彰)

第37条 市長は、都市景観の形成に寄与していると認める建築物等について、その設計者、施工者及び所有者等を表彰することができる。

2 市長は、前項に掲げる者のほか、優れた都市景観の形成に貢献している個人又は団体等を表彰することができる。

3 市長は、前2項の表彰を他の団体と共同して行うことができる。

(都市景観の形成に係る助成等)

第38条 市長は、登録建造物若しくは指定建造物の保全又は景観の修景のために必要があると認めるときは、その所有者等に対し、規則で定めるところにより技術的援助を行い、又は保全及び修景に要する経費の一部を予算の範囲内において助成することができる。

2 市長は、まちづくり団体の活動、まちづくり協定その他都市景観の形成に著しく寄与すると認める行為に対し、規則で定めるところにより必要な技術的援助を行い、又はこれらに要する経費の一部を予算の範囲内において助成することができる。

第10章 雑則

(委任)

第39条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月15日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の山鹿市都市景観条例(平成9年山鹿市条例第15号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 菊鹿町自然環境保護条例

平成11年12月13日

条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、菊鹿町(以下「町」という。)の美しい自然を保護し、かけがえのないこの資産を将来にわたって継承するため、森林地域の保護に関する基本事項を定め、自然環境保護の推進を図り、自然と調和した菊鹿町民(以下「町民」という。)の生活環境の確保に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 自然環境の保全は、人間の健康で文化的な生活に欠くことのできない要素であり、町民がその恩恵を享受するとともに、良好な自然環境を将来に継承することができるよう適正に行わなければならない。特に緑と清流は町民共有の財産であり、自然休養村としてこの保全と確保が必要である。

(町の責務)

第3条 町は、自然環境を適正に保全する施策を実施するとともに、良好な環境の確保に関する町民意識の啓発に努めなければならない。

(町民の責務)

第4条 町民は、自然環境が適正に保全されるよう自ら努めるとともに、町が実施する自然環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動において良好な自然環境を侵害しないよう努めるとともに、町が実施する自然環境の適正な保全に関する施策に協力しなければならない。

(開発行為の届け出・事前協議)

第6条 区域内(町内全域)において、次の各号に定める開発行為を行おうとする者は、自然環境の保全と確保を図るとともに、菊鹿町長(以下「町長」)に届け出を行い協議しなければならない。

(1) 開発区域の面積が1,000m²以上の事業

(2) その他、町長が特に必要と認めた事業

2 国、及び地方公共団体が実施する行為については、別途協議するものとする。

(勧告及び公表)

第7条 町長は、事業者等が前条の規定に違反しているときは、期限を定め、規定に従う旨の勧告をすることができる。

2 町長は、前項の勧告を受けた事業者等が正当な理由なくしてその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 菊鹿町特定ホテルの建築規制に関する条例

平成11年6月22日

条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、特定ホテルの設置に関し必要な規制を行うことで、教育的かつ健全な生活環境の保持と青少年の健全育成など「美しく心豊かな町づくり」に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 特定ホテル 専ら異性を同伴する客の宿泊又は休憩の用に供する施設を設け、当該施設を当該宿泊又は休憩に利用させることを目的として営業を営む施設であって、規則で定める構造及び設備を有しないものをいう。

(2) ホテル等 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定するホテル営業又は同条第3項に規定する旅館営業の用に供する施設をいう。

(3) 建築主 ホテル等に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

(4) 建築 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第13号の規定する建築、同条第14号に規定する大規模の修繕、同条第15号に規定する大規模の模様替え又は、第87号第1項に規定する用途の変更をいう。

(5) 関係住民等

ア ホテル等の敷地の中心から半径100メートルの区域内にある土地の所有者又は、建物の所有者及び居住者

イ アに規定する区域が属する行政区並びに小学校及び中学校のPTAの代表者

(6) 広告物 公衆に表示されるものであって、看板、立て看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、その他の工作物及び建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

(規制区域)

第3条 何人も、菊鹿町(以下「本町」という。)の区域内において特定ホテルを建築してはならない。

(用途変更の禁止)

第4条 何人も、ホテル等又はその他の施設を特定ホテルに変更してはならない。

(届出)

第5条 本町の区域内においてホテル等を建築しようとする建築主は、必要とされる法令上の手続きを行おうとする日(法令上の手続きを必要としない建築については建築工事開始予定日)の60日前までに、あらかじめ規則で定めるところによりその旨を菊鹿町長(以下「町長」という。)に届け出なければならない。

(計画の公開)

第6条 前条の規定による届出をしようとする建築主は規則で定めるところにより、当該建築物の敷地内の見やすい場所に建築計画の概要を記載し、表示しなければならない。

2 建築主は、関係住民等から建築計画について説明会の開催要求があったときは、これに応じなければならない。

(判定及び通知)

第7条 町長は、第5条の届出があったときは、その届出に関する建築物が第2条に規定する特定ホテルに該当するか否かを判定し、建築主に対し規則で定めるところによりその旨を通知しなければならない。

2 町長は、前項の規定により特定ホテルに該当すると判定する場合において必要があると認めるときは、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならない。

3 建築主は、届出に係るホテル等が第1項の規定により特定ホテルに該当しない旨の通知を受けるまでは、当該ホテル等を建築することができない。

(中止命令等)

第8条 町長は、次の各号の1に該当する者に対し、当該建築物の建築の中止を命じ、又は相当の猶予期間を定めて、当該建築の変更若しくは原状の回復を命ずることができる。

(1) 第3条の規定に違反して特定ホテルを建築し、又は建築しようとする者

(2) 第4条の規定に違反して特定ホテルに変更し、又は変更しようとする者

(3) 第5条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしてホテル等を建築し、又は建築しようとする者

(4) 第7条第3項の規定に違反してホテル等を建築し、又は建築しようとする者

(聴聞)

第9条 町長は、前条の規定により中止命令等を行うに際しては、建築主にその建築について意見を述べる機会を与えなければならない。

(公表)

第10条 町長は、第8条に規定する中止命令等にもかかわらず、当該建築又は変更を行おうとする者に対しては、規則で定めるところによりその旨を公表するものとする。

(広告物の規制)

第11条 ホテル等の営業に係る広告物を設置しようとする者(以下「広告主」という。)はその設置によって第1条に規定する目的が阻害されることのないように努めなければならない。

2 町長は、前項の広告物の設置によって、第1条に規定する目的が阻害されるおそれがあると認めるときは、その広告主又は管理者に対して、その広告物の撤去、移転、又は広告内容の変更を命ずることができる。

(審議会)

第12条 第7条の規定により、届出に係るホテル等が特定ホテルに該当するか否かについて町長に意見を述べるほか、必要な事項を調査審議するため審議会を設置する。

2 前項に規定する審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

(立入検査)

第13条 町長は、この条例の施行に必要な限度において建築主に対して報告を求め、又は職員にホテル等の建築物、その敷地若しくは建築現場に立ち入らせ、必要な調査を行うことができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第14条 第8条の規定による命令に違反した者は、6ヶ月以下の懲役、又は50万円以下の罰金に処する。

2 前条第1項の規定による立入検査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した者は10万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業員が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前条の罰金刑を科する。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は別に規則で定める。

附 則

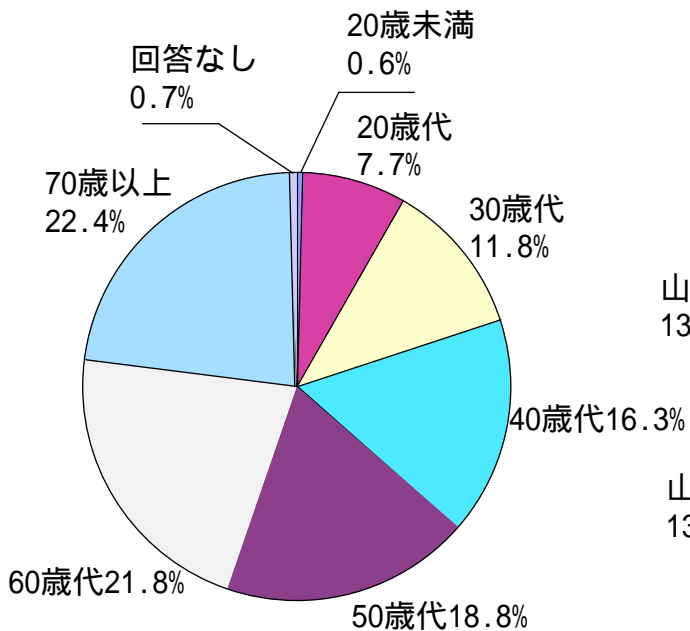
5 市民アンケート集計・分析

2006年9月25日～10月6日の期間、市民6万人の中から無作為に抽出させていただいた3,000名の方を対象に「市民アンケート調査」を実施しました。その集計結果を示します。

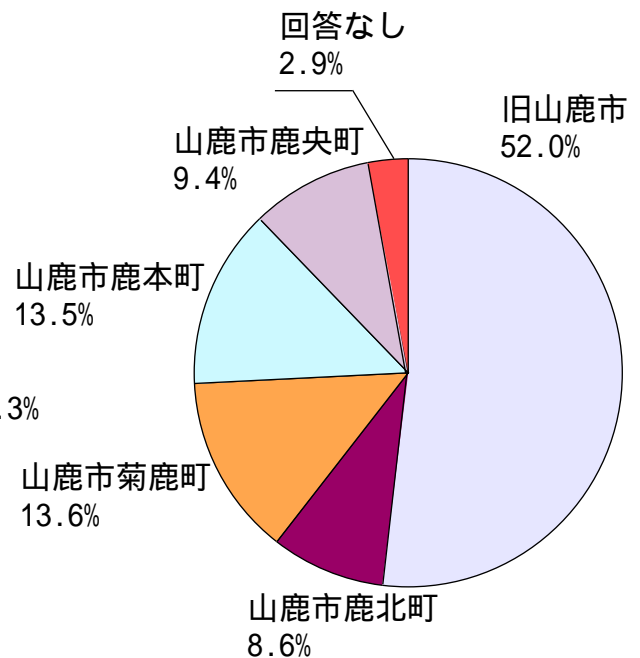
配布数：3,000
回収数：1,058
回収率：35.3%

【回答者の属性】

年齢

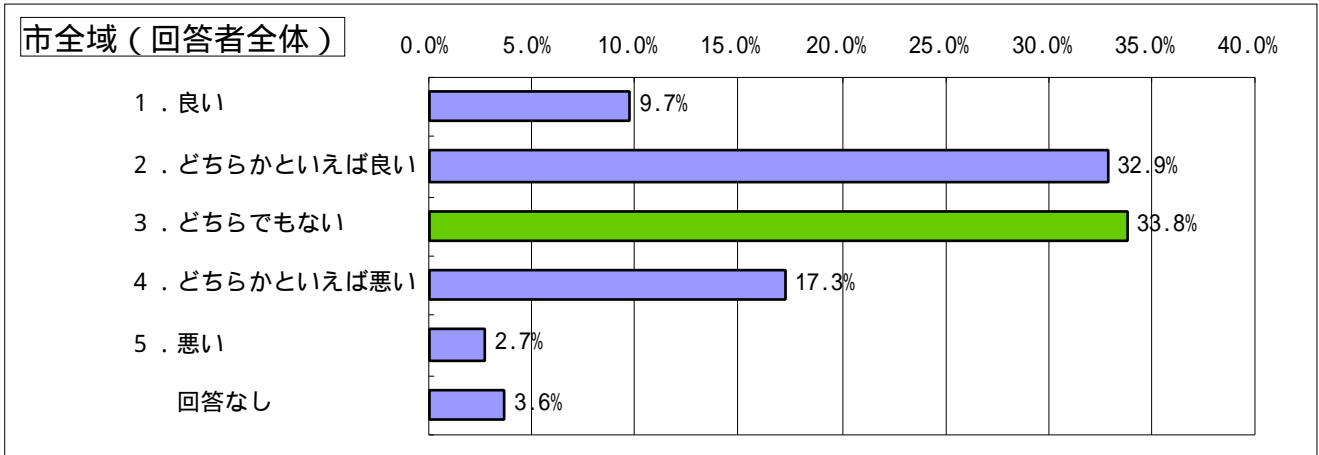


居住地



1 『山鹿市全体』の景観についてお伺いします

設問1：現在の山鹿市の景観についてどう思いますか？

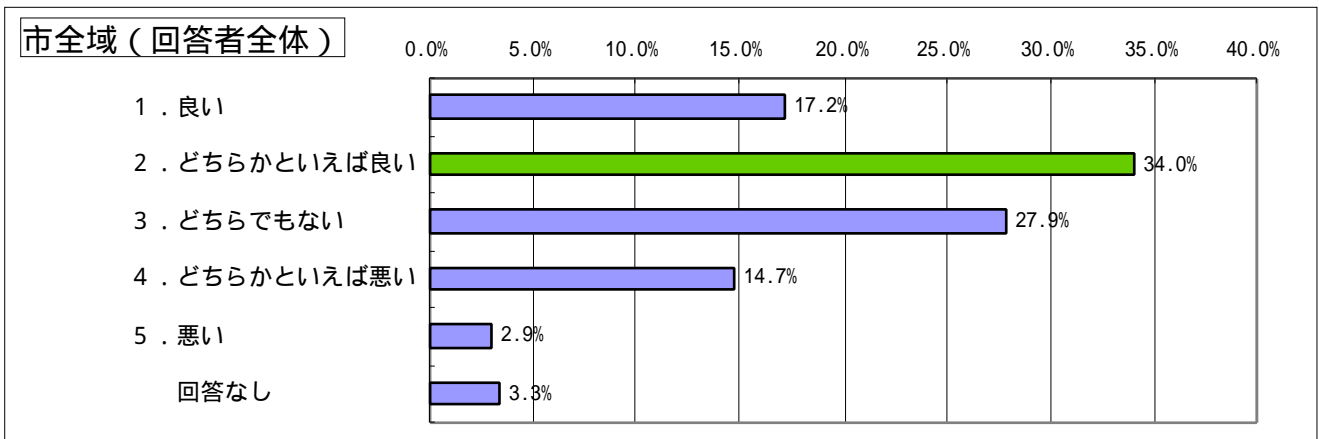


考察

山鹿市の景観については、「どちらでもない」と回答した人が33.8%と最も多い。しかし、「良い」もしくは「どちらかといえば良い」と回答した人の合計は42.6%であり、全体的に見て比較的良いイメージを持っていることがうかがえる。

2 『あなたが住んでいる地域』の景観についてお伺いします

設問2：あなたが住んでいる地域の景観についてどう思いますか？



地域別

回答	旧山鹿市		山鹿市鹿北町		山鹿市菊鹿町		山鹿市鹿本町		山鹿市鹿央町	
	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比
1	65	11.8%	26	28.6%	47	32.9%	25	17.6%	17	17.2%
2	174	31.7%	23	25.3%	64	44.8%	54	38.0%	33	33.3%
3	176	32.1%	27	29.7%	20	14.0%	41	28.9%	25	25.3%
4	95	17.3%	12	13.2%	8	5.6%	14	9.9%	18	18.2%
5	23	4.2%	0	0.0%	0	0.0%	3	2.1%	4	4.0%
回答なし	16	2.9%	3	3.3%	4	2.8%	5	3.5%	2	2.0%
合計	549	100.0%	91	100.0%	143	100.0%	142	100.0%	99	100.0%

考察

全体でみると、「どちらかといえば良い」が34.0%と最も多く、「良い」という意見も合わせると半数を超える。

また、地域別に見ると、菊鹿町では「良い」もしくは「どちらかといえば良い」と回答した人が7割を超えており、他の地区よりも満足感がかなり高いことがうかがえる。

設問3：あなたが住んでいる地域の景観の中で、「大事にしたい」、「残していきたい」と思うものを具体的な場所や施設名などで教えて下さい。

上位30位までを示しています

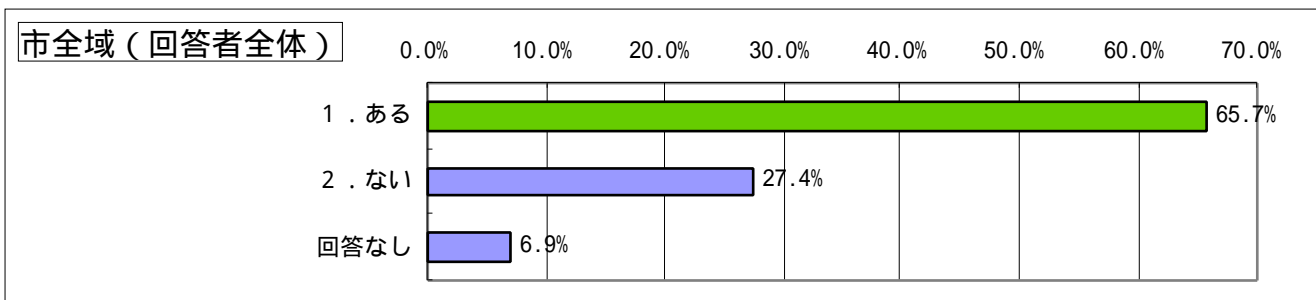
順位	名称	回答数
1	不動岩	56
2	八千代座(及びその周辺等含む)	46
3	菊池川	41
4	一本松公園(石の風車等含む)	38
5	山々(八方ヶ岳、彦岳、里山等含む)	36
6	田園風景	34
7	河川	33
8	自然	29
9	神社・仏閣(鎮守の森等含む)	25
9	古墳(双子塚古墳、チブサン古墳等含む)	25
11	あんずの丘	22
12	豊前街道(九日町周辺等含む)	21
13	矢谷溪谷	20
13	棚田(番所集落、彼岸花等含む)	20
15	大宮神社(及びその周辺等含む)	19

順位	名称	回答数
15	一つ目水源・一つ目神社	19
15	温泉	19
18	公園	18
19	水辺プラザかもと	17
20	日輪寺(ツツジ等含む)	16
21	岳間溪谷	15
22	桜湯	14
23	岩野川	13
23	巨木	13
23	鞠智城	13
26	水源(ホタル等含む)	12
27	山鹿灯籠(灯籠祭り等含む)	11
27	相良観音、アイトビカウ(及びその周辺)	11
27	蒲生の池、湯の口公園	11
30	千田八幡宮・八島(及びその周辺等含む)	10

考察

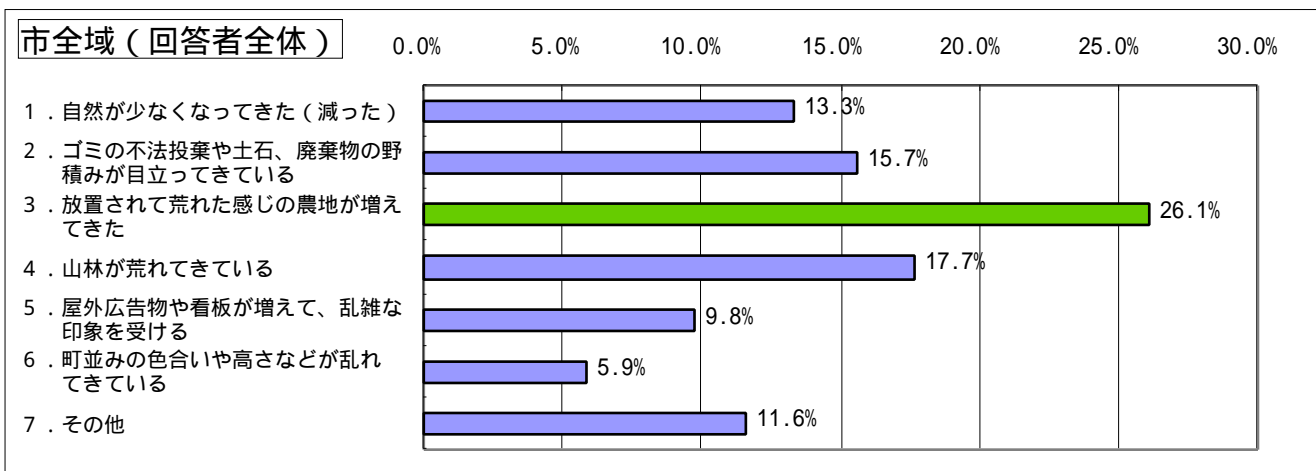
「大事にしたい」、「残していきたい」具体的な場所や施設名について、上位3位までを見ると、「不動岩」、「八千代座」、「菊池川」という順になっている。全体的に見ると、上位3位以外にも、「山々」、「田園風景」、「自然」、「矢谷溪谷」をはじめとする『自然景観』や「神社・仏閣」、「古墳」、「鞠智城」などをはじめとする『歴史景観』に関心が高いことがうかがえる。

設問4 - 1 : あなたが住んでいる身の回りで、「景観を損ねている」、「直した方がよい」と思うものがありますか？



設問4 - 1で『1』と回答された方にお聞きします。

設問4 - 2 : あなたが、そう思う理由は何ですか？



地域別

回答	旧山鹿市		山鹿市鹿北町		山鹿市菊鹿町		山鹿市鹿本町		山鹿市鹿央町	
	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比
1	86	14.1%	11	9.6%	19	14.6%	23	15.8%	7	5.4%
2	93	15.3%	10	8.8%	20	15.4%	22	15.1%	31	23.8%
3	135	22.2%	35	30.7%	39	30.0%	32	21.9%	53	40.8%
4	87	14.3%	37	32.5%	33	25.4%	13	8.9%	28	21.5%
5	71	11.7%	7	6.1%	8	6.2%	24	16.4%	3	2.3%
6	54	8.9%	2	1.8%	2	1.5%	9	6.2%	0	0.0%
7	82	13.5%	12	10.5%	9	6.9%	23	15.8%	8	6.2%
合計	608	100.0%	114	100.0%	130	100.0%	146	100.0%	130	100.0%

考察

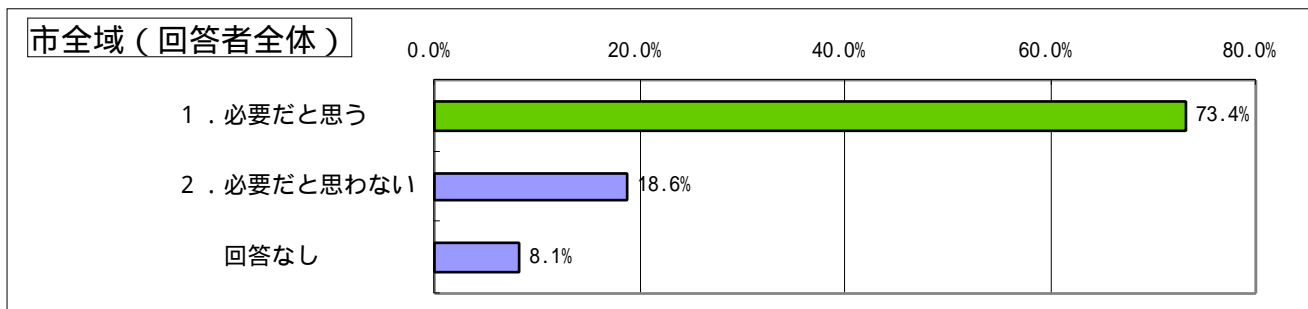
全体でみると、「景観を損ねている」、「直した方がよい」と回答した人が6割を超えている。(前述の設問1、設問2で示された)山鹿市全体または地域別には景観への満足度が高い結果も踏まえて考察すると、全体的には満足しているが、個別には景観阻害要因がかなり存在することをうかがわせている。

その景観阻害要因を山鹿市全域の傾向からみると、第1位が「荒れ地(耕作放棄地)の増加」、第2位が「山林の荒廃」となっている。このことから、山鹿市の中心市街地を囲むように広がっている農業地域の景観が、山鹿市全体の景観の評価を大きく左右する要因として働いていることが推察される。

さらに、地域別に見ると、景観阻害要因の第1位は、鹿北町では「山林の荒廃」、その他の地域はいずれも「荒れ地(耕作放棄地)の増加」となっているように、地域ごとに差異があることがうかがえる。

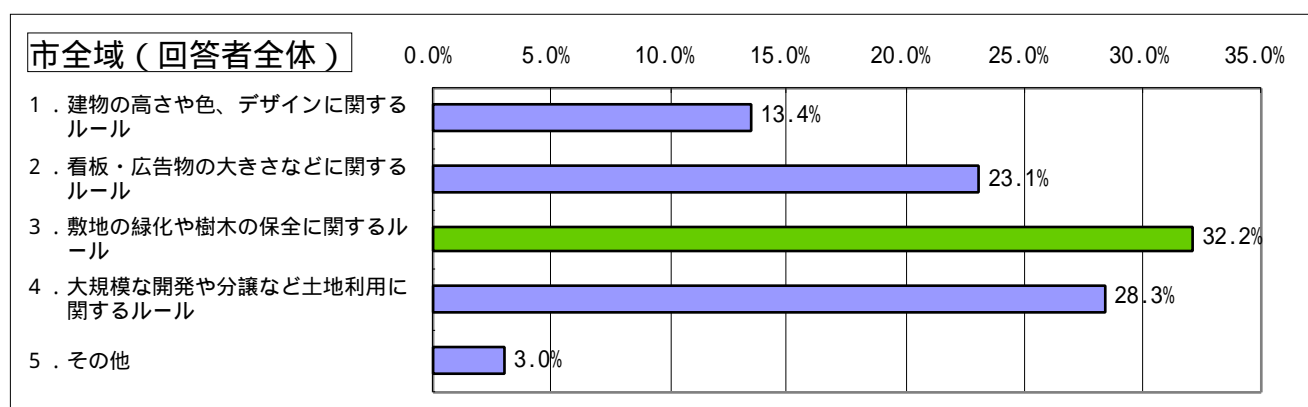
3 『ルール（決めごと）づくり』についてお伺いします

設問5 - 1：山鹿市らしい良好な景観づくりを行っていくためには市独自のルール（決めごと）をもつことが必要だと思いますか？



設問5 - 1で『1』と回答された方にお聞きします。

設問5 - 2：具体的なルール（決めごと）としてどのようなものが特に重要だと思いますか？

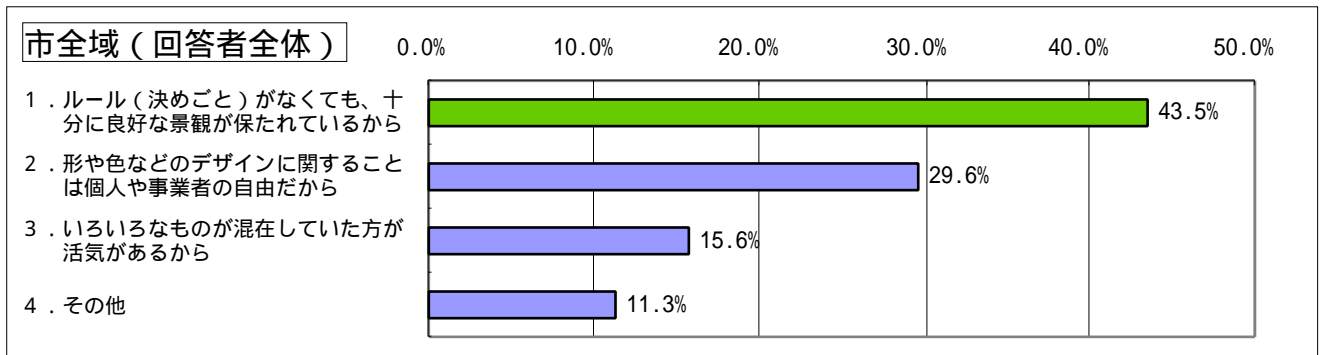


地域別

回答	旧山鹿市		山鹿市鹿北町		山鹿市菊鹿町		山鹿市鹿本町		山鹿市鹿央町	
	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比
1	117	16.8%	12	11.3%	13	9.4%	17	9.3%	8	6.8%
2	156	22.4%	25	23.6%	32	23.2%	49	26.9%	27	22.9%
3	206	29.6%	42	39.6%	44	31.9%	60	33.0%	46	39.0%
4	194	27.9%	25	23.6%	45	32.6%	53	29.1%	32	27.1%
5	23	3.3%	2	1.9%	4	2.9%	3	1.6%	5	4.2%
合計	696	100.0%	106	100.0%	138	100.0%	182	100.0%	118	100.0%

設問5 - 1で『2』と回答された方にお聞きします。

設問5 - 3：必要だと思わない理由は何ですか？



考察

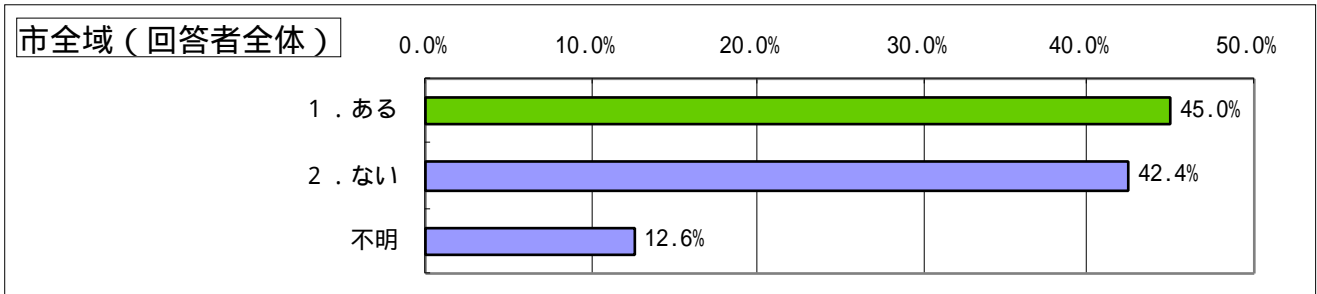
約7割以上の回答者が、山鹿市らしい良好な景観づくりのためには、市独自のルール（決めごと）が必要と回答しているが、その具体的ルール（決めごと）の内容は、山鹿市全域でみると、「敷地の緑化や樹木の保全に関するルール（32.2%）」が最も多く、次いで、「大規模な開発や分譲など土地利用に関するルール（28.3%）」、「看板・広告物の大きさに関するルール（23.1%）」と続いている。

また、地域別にみると、菊鹿町において「大規模な開発や分譲など土地利用に関するルール」が最も多く、菊鹿町以外の4地域については「敷地の緑化や樹木の保全に関するルール」が最も多い。（前述の設問3で示された）「大事にしたい」、「残していきたい」具体的な場所や施設名に山や緑などの自然や景勝地への関心が高かったことから、自然の豊かさが山鹿市の重要な景観形成要素であるとともに、山鹿市らしい景観形成の大きな柱でもあることがうかがえる。

一方、ルール（決めごと）の必要性がないと回答した人（全体の二割弱）が挙げるその理由としては、「十分に良好な景観が保たれているから」という回答が4割を超えているが、これについては、さらに詳細な分析・考察が必要と思われる。

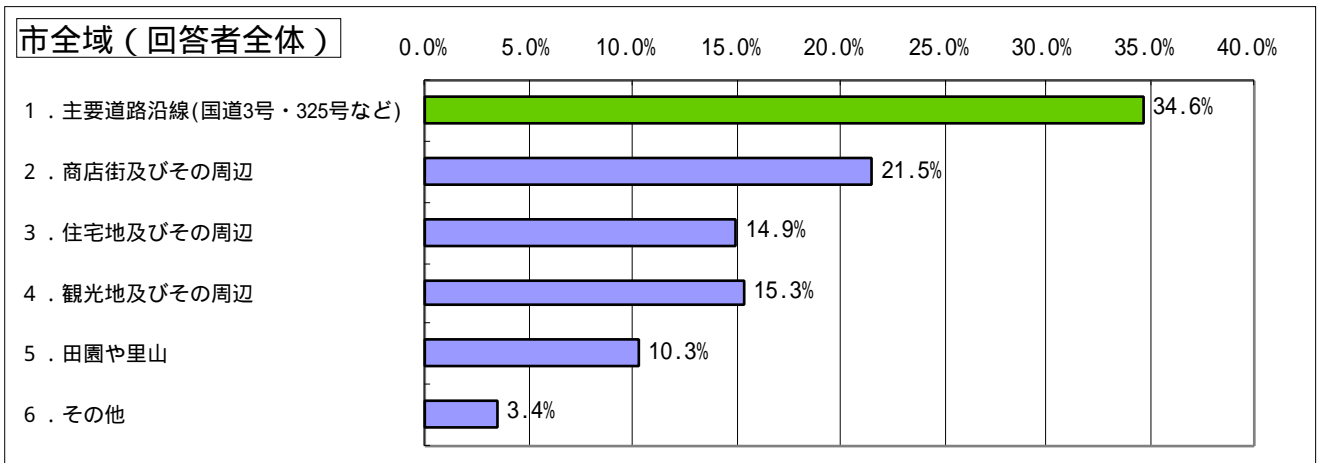
「デザインは個人（事業者）の自由だから」、「いろいろなものが混在していた方が活気がある」という回答については、前述の設問4-1で示された景観阻害要因への関心の高さも含めて考えると、ルール（決めごと）は必要でないとしても、一定の秩序感のもとでの「自由」や「いろいろなものの混在」を許容する姿勢の重要性を示唆するものと受け止められる。

設問 6 - 1 : 山鹿市内で目にする広告・看板などについて、好ましくないと思ったことはありますか？



設問 6 - 1 で『1』と回答された方にお聞きします。

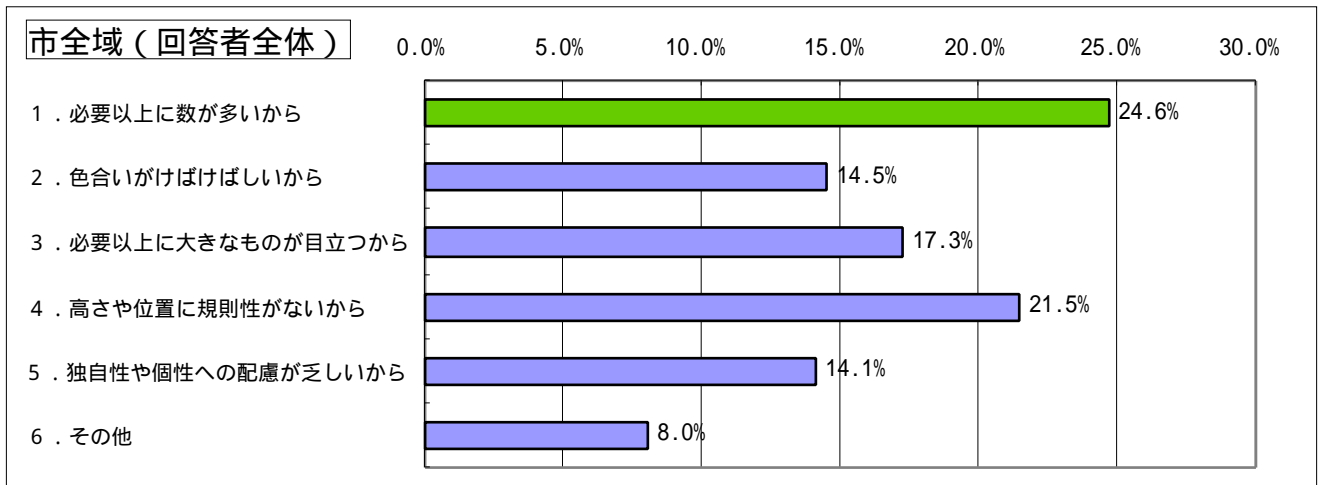
設問 6 - 2 : どこにある広告・看板などをとくに好ましくないと思いますか？



地域別

回答	旧山鹿市		山鹿市鹿北町		山鹿市菊鹿町		山鹿市鹿本町		山鹿市鹿央町	
	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比
1	153	33.7%	23	35.4%	32	38.6%	36	34.0%	24	38.1%
2	104	22.9%	11	16.9%	14	16.9%	23	21.7%	13	20.6%
3	70	15.4%	9	13.8%	10	12.0%	13	12.3%	11	17.5%
4	69	15.2%	9	13.8%	16	19.3%	15	14.2%	9	14.3%
5	43	9.5%	11	16.9%	9	10.8%	13	12.3%	5	7.9%
6	15	3.3%	2	3.1%	2	2.4%	6	5.7%	1	1.6%
合計	454	100.0%	65	100.0%	83	100.0%	106	100.0%	63	100.0%

設問 6 - 3 : 好ましくないと思う理由は何ですか？



地域別

回答	旧山鹿市		山鹿市鹿北町		山鹿市菊鹿町		山鹿市鹿本町		山鹿市鹿央町	
	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比
1	60	22.6%	12	27.9%	18	28.1%	15	21.7%	12	42.9%
2	42	15.8%	4	9.3%	7	10.9%	14	20.3%	2	7.1%
3	51	19.2%	7	16.3%	7	10.9%	12	17.4%	3	10.7%
4	57	21.5%	9	20.9%	14	21.9%	15	21.7%	5	17.9%
5	35	13.2%	6	14.0%	10	15.6%	10	14.5%	5	17.9%
6	20	7.5%	5	11.6%	8	12.5%	3	4.3%	1	3.6%
合計	265	100.0%	43	100.0%	64	100.0%	69	100.0%	28	100.0%

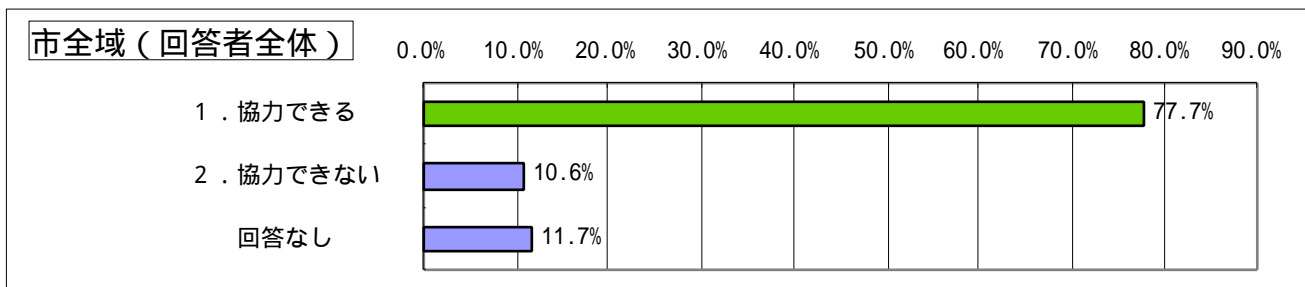
考察

広告・看板について、好ましくないと思ったことがあると回答した人の中では、「主要道路沿線（国道3号、325号など）」にある広告・看板が特に好ましくないと回答している人が最も多く（34.6%）、地域別にみても全ての地域で同様の傾向がみられる。

その理由を山鹿市全域からみると、「必要以上に数が多いから」で24.6%、次に「高さや位置に規則性がないから」で21.5%となっている。また、大きさや色彩についても、ある一定の回答が得られている。

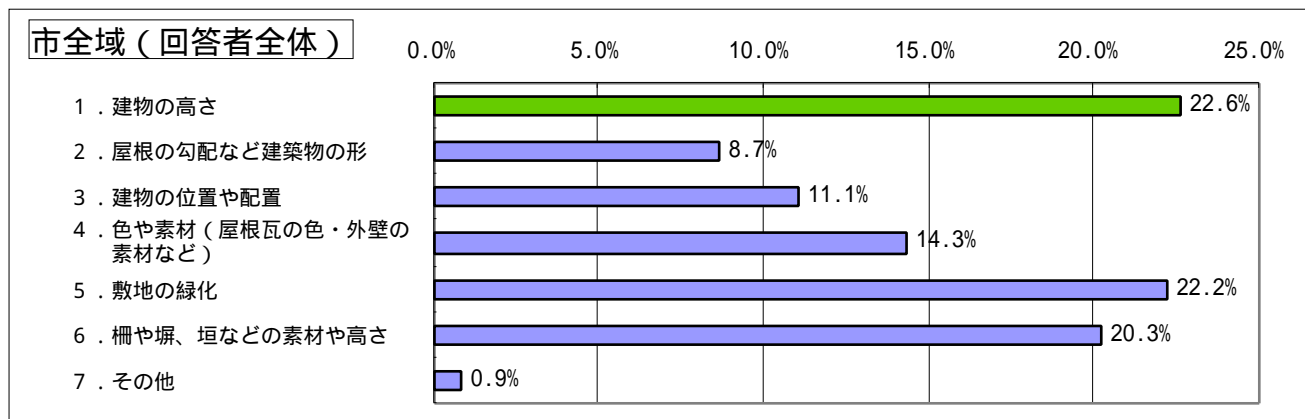
また、地域別にみると、全ての地域で「必要以上に数が多いから」が第一位であり、特に鹿央町では4割を占めている。実際に国道沿線を車で移動すると、ロードサイド型の店舗の立地が多く見られ、立て看板、壁面看板、のぼり旗などが非常に目につく。また、大きさや色使い、高さなどがそれぞれの店舗で異なり、このような現状がアンケートの回答結果に反映されていると思われる。

設問7-1：あなたが、住宅などを建てる時にルール（決めごと）があるとしたら、協力できますか？



設問7-1で『1』と回答された方にお聞きします。

設問7-2：どの程度まで協力できますか？



地域別

回答	旧山鹿市		山鹿市鹿北町		山鹿市菊鹿町		山鹿市鹿本町		山鹿市鹿央町	
	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比
1	256	23.3%	32	20.9%	53	20.7%	67	21.1%	48	24.9%
2	91	8.3%	14	9.2%	26	10.2%	29	9.1%	15	7.8%
3	105	9.5%	21	13.7%	35	13.7%	34	10.7%	28	14.5%
4	159	14.5%	22	14.4%	38	14.8%	47	14.8%	24	12.4%
5	246	22.4%	32	20.9%	55	21.5%	76	23.9%	40	20.7%
6	235	21.4%	32	20.9%	46	18.0%	62	19.5%	34	17.6%
7	8	0.7%	0	0.0%	3	1.2%	3	0.9%	4	2.1%
合計	1100	100.0%	153	100.0%	256	100.0%	318	100.0%	193	100.0%

考察

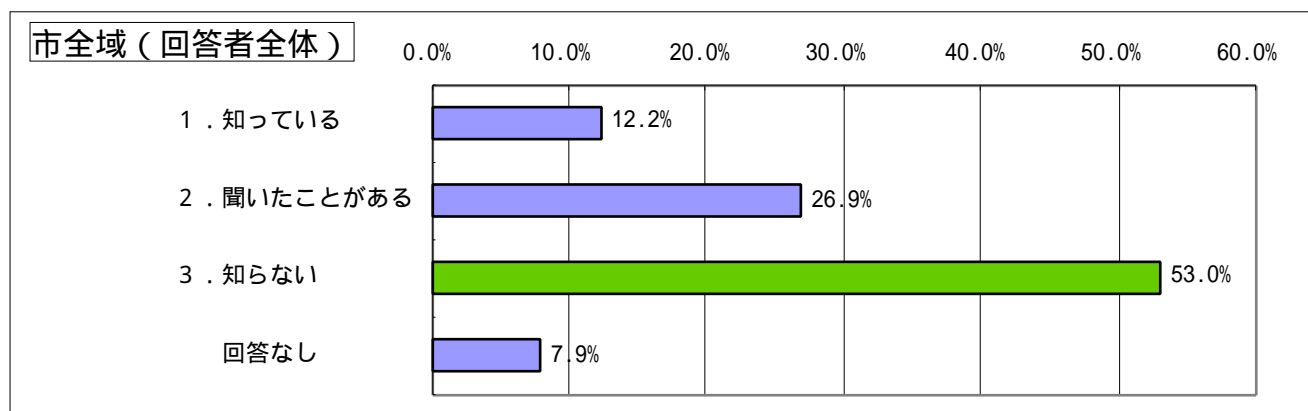
7割を超える回答者が、住宅を建てる時のルールについて「協力できる」と回答しており、山鹿市全域からみると、「建物の高さ（22.6%）」について協力できるとの回答が最も多く、次いで「敷地の緑化（22.2%）」、「柵や塀、垣などの素材や高さ（20.3%）」となっている。

地域別にみると、旧山鹿市、鹿央町で「建物の高さ」が最も多く、菊鹿町、鹿本町は「敷地の緑化」が最も多い。鹿北町については、「建物の高さ」、「敷地の緑化」、「柵や塀」、「柵や塀、垣などの素材や高さ」が同数で並んでいる。

建物の高さについて、山鹿市の現状をみると、個人が建てた住宅としては平屋もしくは2階建ての一戸建て住宅が多く、高さについては比較的、協力がしやすいと推測できる。

また、施主の嗜好やライフスタイル、収入などが直接的に反映される建物の形状や色、素材に比べて、敷地の緑化や柵や塀、垣などの素材や高さについて協力できるとの回答が多い背景としては、比較的、低予算で隣近所との連携を取りやすいことも起因していると思われる。このような背景を考慮すると、街中だけでなく、農村地域においても、家並みの統一感を出すための方策を見い出すことは可能と思われる。

設問 8 - 1 : 合併前の山鹿市では、市独自の景観に関する取り決めがあり、豊前街道沿いや宗方地区などで建物の高さや色について規制・誘導を行ったり、補助をしています。これらの制度や取り組みについてご存じですか？



地域別

回答	旧山鹿市		山鹿市鹿北町		山鹿市菊鹿町		山鹿市鹿本町		山鹿市鹿央町	
	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比
1	95	17.3%	9	9.9%	6	4.2%	8	5.6%	8	8.1%
2	180	32.8%	25	27.5%	22	15.4%	34	23.9%	20	20.2%
3	239	43.5%	45	49.5%	99	69.2%	91	64.1%	65	65.7%
回答なし	35	6.4%	12	13.2%	16	11.2%	9	6.3%	6	6.1%
合計	549	100.0%	91	100.0%	143	100.0%	142	100.0%	99	100.0%

考察

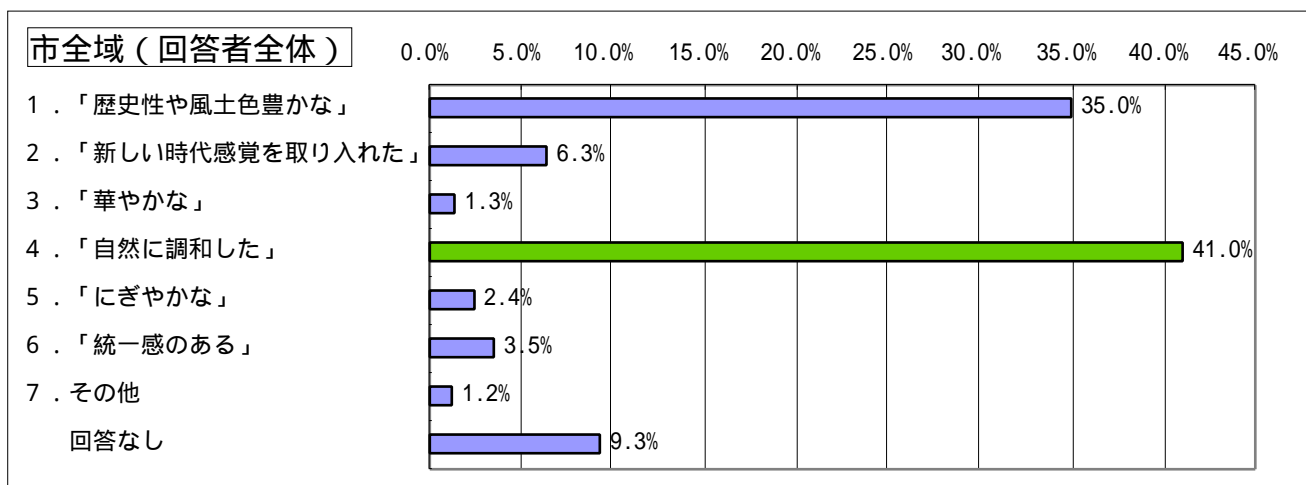
山鹿市全域からみると、「知らない」との回答が約半数を占めている。その一方で、「知っている」と回答した人は12.2%と「知らない」人に比べて4分の1にも満たない。

また、地域別にも、全地域で「知らない」との回答が第1位であるが、豊前街道や宗方地区などがある旧山鹿市においては、「知っている」もしくは「聞いたことがある」と回答した人が50.3%と半数を越え、ある一定の認知がされていることがうかがえる。その一方で前述したように他地域での認知度は低い。

以上のことから、今後取り組んでいく景観施策についても、市民によく周知され、また共感を高めていく方法について十分検討していく必要があると思われる。

4 『市民みんなが進める景観づくり』についてお伺いします

設問9：今後、私たちが「美しい景観のまち 山鹿」を目指していく場合、あなたのイメージに近い“言葉”は何ですか？



地域別

回答	旧山鹿市		山鹿市鹿北町		山鹿市菊鹿町		山鹿市鹿本町		山鹿市鹿央町	
	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比
1	234	42.6%	18	19.8%	30	21.0%	40	28.2%	38	38.4%
2	36	6.6%	7	7.7%	7	4.9%	8	5.6%	5	5.1%
3	9	1.6%	1	1.1%	1	0.7%	2	1.4%	1	1.0%
4	172	31.3%	47	51.6%	85	59.4%	73	51.4%	45	45.5%
5	18	3.3%	2	2.2%	0	0.0%	1	0.7%	2	2.0%
6	23	4.2%	4	4.4%	1	0.7%	7	4.9%	2	2.0%
7	11	2.0%	1	1.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答なし	46	8.4%	11	12.1%	19	13.3%	11	7.7%	6	6.1%
合計	549	100.0%	91	100.0%	143	100.0%	142	100.0%	99	100.0%

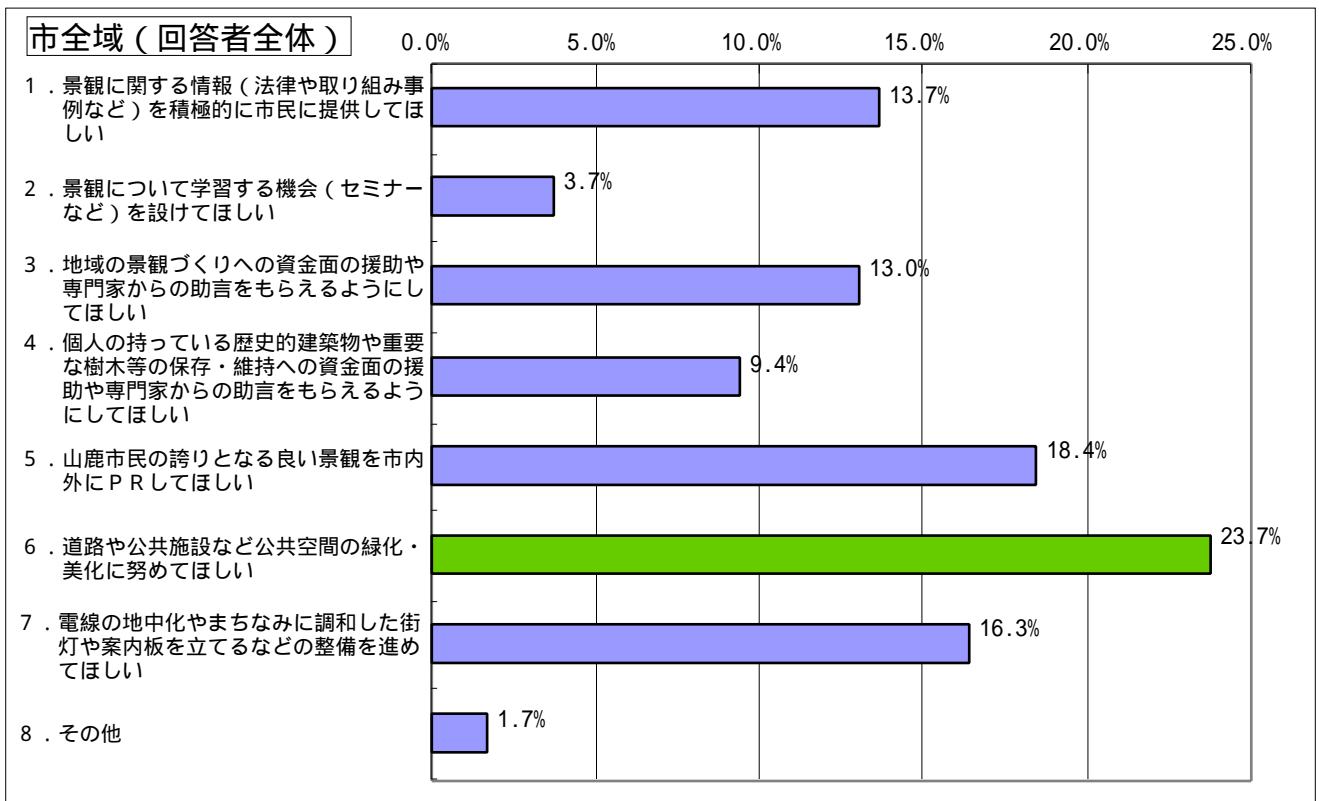
考察

全体の傾向をみると、「自然に調和した」と「歴史性や風土色豊かな」という回答が非常に多い。

また、地域別にみると、旧山鹿市では「歴史性や風土色豊かな」というキーワードに最も多くの関心が集まった。これは、八千代座をはじめとする豊前街道や山鹿灯籠踊りなどの伝統芸能を有しているこの地域の特性を強く反映していると考えられる。一方、旧山鹿市以外の4地域については「自然に調和した」という回答が最も多かったが、これも農林業を主体とする農村風景や生産風景を多く有する地域性が如実に反映されていると思われる。

以上のことから、これから「美しい景観のまち 山鹿」を目指していくに当たっては、「自然に調和した」、「歴史性や風土色豊かな」という二つのキーワードを具体的な形や手法に反映させていくことが課題と考えられる。

設問10：市民の皆さんが景観づくりの活動を実践していくために、どのような支援策があったらいいと思いますか？



地域別

回答	旧山鹿市		山鹿市鹿北町		山鹿市菊鹿町		山鹿市鹿本町		山鹿市鹿央町	
	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比
1	130	14.2%	17	11.9%	31	14.4%	37	15.3%	18	10.2%
2	35	3.8%	6	4.2%	4	1.9%	6	2.5%	13	7.3%
3	113	12.4%	27	18.9%	35	16.3%	25	10.3%	23	13.0%
4	94	10.3%	14	9.8%	15	7.0%	19	7.9%	17	9.6%
5	172	18.8%	24	16.8%	38	17.7%	42	17.4%	36	20.3%
6	198	21.7%	32	22.4%	54	25.1%	73	30.2%	40	22.6%
7	158	17.3%	20	14.0%	32	14.9%	36	14.9%	28	15.8%
8	13	1.4%	3	2.1%	6	2.8%	4	1.7%	2	1.1%
合計	913	100.0%	143	100.0%	215	100.0%	242	100.0%	177	100.0%

考察

「道路や公共施設など公共空間の緑化・美化に努めてほしい」との回答が最も多いが、これはどの地域にも共通し、2～3割を占めている。

他の支援策については、「良い景観のPR」、「景観に関する情報提供」、「資金面の援助や専門家からの助言」など、ソフト面についてもかなりの関心が集まっており、これらを適宜組み合わせ合わせた山鹿らしい施策を構築することが期待される。

5 あなたが思う『山鹿市の景観の良さ』を教えてください

設問11：市外からのお客さんが山鹿市に来たとき、あなたは何を案内・紹介しますか？連れていきたい場所や見せたいもの・風景をお書き下さい。

上位30位までを示しています

順位	名称	回答数
1	八千代座(及びその周辺等含む)	288
2	不動岩	141
3	温泉	116
4	一本松公園(石の風車等含む)	88
5	山鹿灯籠(灯籠祭り等含む)	87
6	豊前街道	55
7	日輪寺(ツツジ等含む)	48
8	古墳(チブサン古墳、双子塚古墳等含む)	46
9	水辺プラザかもと	44
10	矢谷溪谷	42
11	あんずの丘(及びその周辺等含む)	40
12	大宮神社(灯籠殿等含む)	39
13	県立装飾古墳館	34
14	平山温泉	31
14	棚田(番所集落等含む)	31

順位	名称	回答数
16	相良観音、アイトビ加(及びその周辺)	27
17	岳間溪谷	26
18	鞠智城	22
19	道の駅かほく「小栗郷」	17
20	一つ目水源・一つ目神社	15
21	菊池川	14
22	山鹿温泉	12
23	博物館	11
23	桜湯	11
25	蒲生の池、湯の口公園	9
26	足湯	8
26	康平寺	8
28	山々(西岳、彦岳、八方ヶ岳等含む)	7
29	かんぼの宿からの眺望	5
30	隈部館跡	4

考察

山鹿市外からのお客さんを案内・紹介する場所として、山鹿市民に特に人気が高かった場所は「八千代座」であった。これに「不動岩」、「温泉」が続いている。
 前述の設問3と同様に、ここに挙げられたそれぞれの場所や施設名は市全域に幅広く分布している。

6 市民ワークショップの記録 (第1回～第4回)

第1回 景観を考える山鹿市民ワークショップ 山鹿の産業（仕事）からみた景観を考える会 1班

●具体的なルールづくりが必要

①駐車場のサイン

- サインが景観を壊しているケースが多い
- 八千代座付近のコインパーキングの看板が気になる
- 赤と黄色の原色は八千代座付近の雰囲気と合わない
- コインを入れる機械はともかく、看板には何か工夫ができないだろうか？
- コインパーキング機械の周辺を木の柵や塀のようなもので囲えないだろうか？
- 例えば、看板の素材に木を使って、モダンに作ったらどうか？

②外灯

- 外灯の統一が必要
- チープ（安っぽい）なイメージの外灯はやめてほしい
- 灯籠の町としては、形、色、光などの統一感がほしい

③ガードレール、フェンス

- 道路のフェンスのデザインが景観を壊しているのではないかな？
- ガードレールの色は白だけでなくてもいいと思う。例えば茶色で作ってはどうか？

●「補修費と収益性の関係」に対する答えとは？

- 経済の流れには乗っていく必要がある
- 「保存する」という意識は大切だが・・・
- 屋根や壁の補修に経費がかかるが、それが仕事の収益性には関係ないように思える
- 店舗だったら、改装・保全することで、商売の売り上げアップにつながる部分もある
- 残したいが仕方なく家を壊した人もいる。そして、駐車場に変わっていくのが現状。街並み整備に関する補助の仕組みは改めて考える必要がある

④店頭からできること

- 町並みの色の統一
- 店のアプローチやディスプレイに工夫を凝らす
- 店舗の前に植木、鉢物などを置く
- 打ち水をする
- 季節感を出す（例えば、各店で七夕の笹を並べたり、クリスマスのリースを飾る）

→ 「季節感＝生活していること、やっていること」が伝わるようにしよう

⑤古いものを使う、活用する

- 山鹿はそこに根付いているものを活かせば多くの人の共感が得られる
- 「わー、うちも昔はこぎやんだったたい！」という共感
- （菊池の御所通りに活気があるが、その理由として）きな粉やきな粉餅をおばあちゃんが売っている
- 木をふんだんに使うといいと思う
- お客さんは「古いもの」ほど喜ぶ
- 例えば、昔の扇風機を出してきて使う

→ それぞれのお店が、何か一つ古いものを出して（飾って）、購買意欲をそそいでいこう

⑥清掃・ゴミ

- 手入れのよいガラスを見て「きれいですね」と感心してくれた
- 月曜の朝は菊池川までゴミ拾いに行っている（菊池川はゴミが多い）
- 産草の吸い殻もひどい

→ 掃除をしている人なども人も景観の一部である。

→ 九日町のように定期的にハッピーを着て掃除をする

→ ゴミ拾いの日を作る

⑦景観のことを話す雰囲気作り

- これまでこういう話をする機会がなかった
- よそ（他人）の店の外観や雰囲気づくりを思いきり批評しあってみる（決して悪口ではなく）
- 遠慮なく話せる雰囲気づくりが必要

第1回 景観を考える山鹿市民ワークショップ 山鹿の産業（仕事）からみた景観を考える会 2班

（作業-1）お仕事を通して「景観のことで気になること、直面していること」について【山鹿景観の課題】

「看板」について

- 屋外広告物（看板）をみんなが思い通りに作っている
- 看板は必要だと思うが、地域にあった形やイメージの統一が必要ではないか
- 沿道沿いの看板の増加
- 違う地域（山鹿市外）の看板が目立つ
- 看板の規制がある場所に勝手に立っている（規制ができる前から立っていたのかも知らないが）
- 案内板の数が少ない（よそから来た人が迷わないようにしたい）

「夜が暗い」

- 夜の山鹿は（街全体が）暗くなってしまっている
- 中心市街地のシャッターが閉まっているところが多い
- 店が早く閉まる
- 昔は小さな店がたくさんあり、灯りが朝までついていた（昭和42年頃まで）
- プラザ5ができるまでは、街が明るかった
- 夜の名所のライトアップ

「街並みのばらつき」

- 街並みは美しくなってきた。でも、それが山鹿の街並みなんだろうか？きれいな景観とは？
- 下町と八千代座の間が歩くルートになっていない。もったいないと思う（今、作るうとしているが）

「開発」

- 大きな資本が入ってきたときに今の平山温泉のイメージを守っていけるかが不安
- 地元の人だと話もできるが、よその人だと話せない。「条例」があればいいが・・・

「環境」

- 木や花が少ない
- 川沿いにも少ない。季節ごとに咲く花があればいいと思う
- 井川さん（出水）の復活
- 昔は集落ごとに水が湧く場所があり、洗い物や井戸端会議の場になっていたが、今は枯れてしまっているところも多い。復活して地区の名物になればと思う

「ゴミ」

- ゴミの投棄
- 山林への不法投棄
- ガスコンロやコタツなどが谷に投げ込まれている

「荒地地」

- 荒れ地が増えた
- 山付きの農地、山林が荒れてきている
- あぜ道がなくなり、祠までの道も荒れ、山に入れなくなっている

（作業-2）仕事等の中で取り組んでいる景観づくりへのアイデアや提案等について

【啓発】

【地域の魅力・資源の再確認】

- 自分の地域の良さを再認識してもらう。そのためには「外からの視点」も必要
- すばらしい場所（イベント）が載っているパンフレットがほしい
- ふるさとへの良さを再確認（すばらしい物はたくさんあります）
- 景観の日・景観祭の設定（良い景観・悪い景観などの写真展の開催などをし、市民が景観を考えるきっかけにする）
- 山鹿景観の「いろはカルタ」を作って、良い所を紹介してはどうか。地区別につくってもよい

【視点を立てて見直す】

- 八千代座は昔は山鹿のお荷物、今は宝（見方や発想を変え、「宝」にしていこう）

【郷土を大切にしたい気持ちを持つ】

- 子供たちへの教育（親への影響）
- 自分たちの町を大切にす

【その他】

- 他地区の事例を紹介する
- お金になる取り組みを行う
- 人材育成がキーワード

【条例】

- 地域にあった決まり事をつくる
- 開発に対する条例づくり
- アメとムチ…条例と補助金の使い分け
- 自分たちで自分たちのまちをデザインするデザインセンターをつくる
- 景観について相談やアドバイスを地区でできる仕組みづくり
- 条例の運用をチェックする地区の機関（システム）が必要

【課題へのアイデア】

【看板について】

- 行政、組合で統一した看板（案内板）を考える
- 看板を業種別にまとめて立てる
- サインシステム（民間がスポンサー協力して看板をつくる）

【夜の暗さについて】

- 中心地の夜の暗さについて、各店の閉店時間を伸ばす

【街並みのばらつきについて】

- 歩いて楽しい仕掛けづくり（川～お酒～八千代座～温泉）

【環境について】

- 河川敷に花を植える
- 区役の工夫
- 市花（地区花）、市木（地区木）の設定

【荒地地について】

- 荒れ地を活かして工夫…農地付き別荘地として期間限定で貸し出す
- 今ある空き家の活用を考える
- 農地をドックランに転用している例あり

まとめ

●景観をきれいにするのは誰のため？ 住民？ 観光客？

●景観を考えることは大切です。ついでにその歴史も考えてみたらどうか？

●景観は守るだけのもの？

●景観とは何なの？

●景観を守る＝不便？ 生活しにくい？

自分のふるさと「山鹿」を自慢できる景観づくりを進めていきたい

そのためには、地域にあった「条例」づくりと運用の仕組みづくり、チェック機関を地区ごとにつくると、市民への「啓発活動」を行っていくことが必要

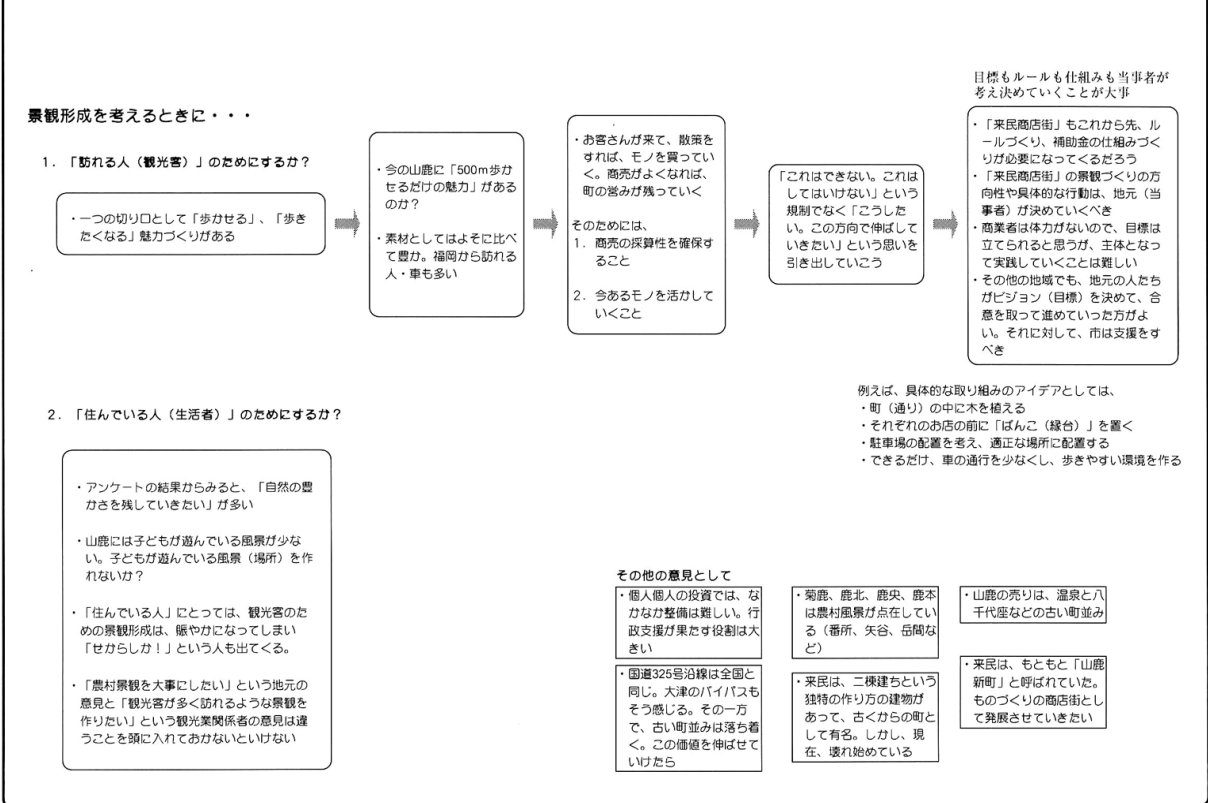
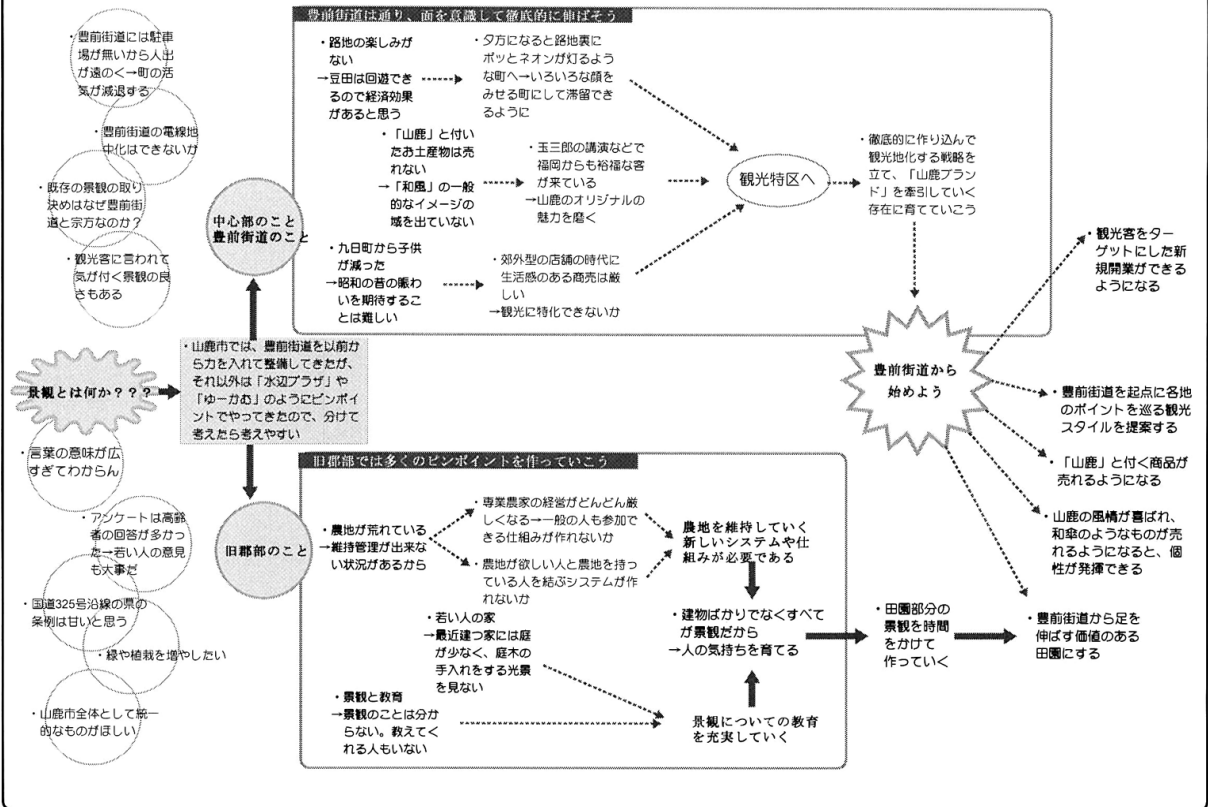
わかりやすく案内できる仕組みづくり

山鹿の美しい景観を楽しんでもらうための案内板やパンフレットづくりやイベントの紹介を行っていく

外からの人を呼び込む仕組みづくり

山鹿の景観を目的に来る人を増やす。そして、見てもらうことで市民の景観への意識が高まる。

産業（経済）が活性化される



第2回 興業を考える山鹿市ワークショップ
景観づくりの技術やデザインを考える会 1 班

【作業-1】山鹿市の建築物・広告物を考える

紹介したい建物

- ・旧国造館
→ 昔の銀行とその後継利用している
- ・協栄神社
→ 千代田時代の神社、2022年に1度建築している
- ・千代の園遊会館
→ 大きな屋根、互と意味のコントラスト、自然を象徴している
- ・協栄神社の門
→ 山鹿大御所の場所、九日町の中びなで築りついでいた徳島の名産
- ・本館公園（石のさくさく歩道）
→ ここから眺める山鹿の風景が素晴らしい
- ・協栄神社
→ 歴史のある建物（湯元地区）、本館町と同類
- ・ハイスマスセンター
→ ここまで歩幅を短く作っている、その施設で水・湯を作っている
- ・稲妻
→ 山鹿のシンボル、重要な観光地

紹介したい看板・工作物

- ・天候の予測の中にある看板類
→ 本でできている（風で揺れられるもの）
- ・日輪町の歩道工場の看板（看板類）

紹介したい自然風景

- ・湯元（湯やば）から見える山鹿の風景
→ 「山鹿に帰ってきたくるよ」という感じがある
- ・本館町とその下の風景
→ 水たまりに映り込んでくるといい感じがある、紅葉が美しい
- ・湯元温泉（下町・旧国造）
→ 温泉の中、湯元村（旧国造村）、温泉旅館
- ・山鹿町から入った山鹿、山鹿町への小橋
→ 山鹿のシンボル、重要な観光地

【作業1のまとめ】

- 建物では、歴史のあるものや古い建物の活用に対する取り組みが重要だと感じた。また、山鹿市の歴史や文化を伝えるための取り組みが重要だと感じた。
- 看板・工作物に関しては、山鹿市の歴史や文化を伝えるための取り組みが重要だと感じた。
- 自然風景については、山鹿市の歴史や文化を伝えるための取り組みが重要だと感じた。

【作業-2】景観で気になるところを考える

建物（看板、湯元、色、素材など）に関すること

- ・建物を見た、古い建物だと、あまり印象がなかった
- ・木製建具にしたい（柱など）
- ・石の壁物にしたい（石の壁物）
- ・木の壁物にしたい（石の壁物）
- ・木の壁物にしたい（石の壁物）
- ・木の壁物にしたい（石の壁物）

看板に関する課題を解決するためのアイデア

- ・木製建具を渡す
- ・石の壁物にする
- ・（看板類、サイン類など）サインデザインは壁紙にしたい（看板類にしたい）

景観に関する課題を解決するためのアイデア

- ・同じ色を壁紙にしたい（看板類）
- ・看板の色を壁紙にしたい（看板類）

【作業2のまとめ】

- 建物に関しては、山鹿市の歴史や文化を伝えるための取り組みが重要だと感じた。
- 看板・工作物に関しては、山鹿市の歴史や文化を伝えるための取り組みが重要だと感じた。
- 自然風景については、山鹿市の歴史や文化を伝えるための取り組みが重要だと感じた。

【作業-3】山鹿市の素材や人材、技術を活かす

活かせる素材、人材、技術

- 建物・看板に
・木（アサヒ）
・石
・土
・瓦
・漆
・紙（和紙）
- 看板・広告に
・木製建具
・石の壁物
・木の壁物
・石の壁物
・木の壁物
・石の壁物
・木の壁物
- 職人
・木匠
・石匠
・土師
・瓦師
・漆師
・紙師

気候の気候

- ・暖かい気候にしたい、冬でも暖かい気候にしたい
- ・暖かい気候にしたい、冬でも暖かい気候にしたい

気候のアイデア

- ・木、石、土の素材を重視して設計する（木製建具、石の壁物、木の壁物）
- ・木製建具を渡す
- ・石の壁物にする
- ・木の壁物にする
- ・石の壁物にする
- ・木の壁物にする

多くは山鹿市にあってもらうための話

- ・山鹿市にあってもらうための話
- ・山鹿市にあってもらうための話

第2回 興業を考える山鹿市ワークショップ
景観づくりの技術やデザインを考える会 2 班

【作業-1】山鹿市の建築物・広告物を考える

紹介したい建物

- ・カドカワ山鹿駅前ビル（看板・色・壁紙など）
- ・アパレル店のビル（看板・色・壁紙など）
- ・山鹿市役所（看板・色・壁紙など）
- ・山鹿市立病院（看板・色・壁紙など）
- ・山鹿市立図書館（看板・色・壁紙など）
- ・山鹿市立公民館（看板・色・壁紙など）
- ・山鹿市立体育館（看板・色・壁紙など）
- ・山鹿市立中学校（看板・色・壁紙など）
- ・山鹿市立小学校（看板・色・壁紙など）

紹介したい看板・工作物

- ・山鹿市役所の看板（看板類）
- ・山鹿市立病院の看板（看板類）
- ・山鹿市立図書館の看板（看板類）
- ・山鹿市立公民館の看板（看板類）
- ・山鹿市立体育館の看板（看板類）
- ・山鹿市立中学校の看板（看板類）
- ・山鹿市立小学校の看板（看板類）

紹介したい自然風景

- ・山鹿市役所（看板類）
- ・山鹿市立病院（看板類）
- ・山鹿市立図書館（看板類）
- ・山鹿市立公民館（看板類）
- ・山鹿市立体育館（看板類）
- ・山鹿市立中学校（看板類）
- ・山鹿市立小学校（看板類）

【作業1のまとめ】

- 建物では、山鹿市の歴史や文化を伝えるための取り組みが重要だと感じた。
- 看板・工作物に関しては、山鹿市の歴史や文化を伝えるための取り組みが重要だと感じた。
- 自然風景については、山鹿市の歴史や文化を伝えるための取り組みが重要だと感じた。

【作業-2】景観で気になるところを考える

建物（看板、湯元、色、素材など）に関すること

- 看板
・看板の色、看板のデザイン、看板の素材
- 看板のデザイン（湯元、色、素材など）に関すること
- ・看板の色、看板のデザイン、看板の素材
- ・看板の色、看板のデザイン、看板の素材
- ・看板の色、看板のデザイン、看板の素材

看板に関する課題を解決するためのアイデア

- ・看板の色、看板のデザイン、看板の素材
- ・看板の色、看板のデザイン、看板の素材
- ・看板の色、看板のデザイン、看板の素材

景観に関する課題を解決するためのアイデア

- ・看板の色、看板のデザイン、看板の素材
- ・看板の色、看板のデザイン、看板の素材
- ・看板の色、看板のデザイン、看板の素材

【作業2のまとめ】

- 建物に関しては、山鹿市の歴史や文化を伝えるための取り組みが重要だと感じた。
- 看板・工作物に関しては、山鹿市の歴史や文化を伝えるための取り組みが重要だと感じた。
- 自然風景については、山鹿市の歴史や文化を伝えるための取り組みが重要だと感じた。

【作業-3】山鹿市の素材や人材、技術を活かす

活かせる素材、人材、技術

- 看板・看板に
・木（アサヒ）
・石
・土
・瓦
・漆
・紙（和紙）
- 看板・広告に
・木製建具
・石の壁物
・木の壁物
・石の壁物
・木の壁物
・石の壁物
・木の壁物
- 職人
・木匠
・石匠
・土師
・瓦師
・漆師
・紙師

気候の気候

- ・暖かい気候にしたい、冬でも暖かい気候にしたい
- ・暖かい気候にしたい、冬でも暖かい気候にしたい

気候のアイデア

- ・木、石、土の素材を重視して設計する（木製建具、石の壁物、木の壁物）
- ・木製建具を渡す
- ・石の壁物にする
- ・木の壁物にする
- ・石の壁物にする
- ・木の壁物にする

多くは山鹿市にあってもらうための話

- ・山鹿市にあってもらうための話
- ・山鹿市にあってもらうための話

第2回 景観を考える山形市ワークショップ
景観づくりの技術やデザインを考える会 3班

〈作業-1〉山形市の建築物・広場物を考える

紹介したい建物

- ・江戸瓦葺
→心算の歴史を感じることができる
- ・蓮平寺
→以前ある寺で、地元老人会が存続に努めている
- ・酒造の土蔵
→戦後昭和初期に建てられた建物
→山形市の景観に伝えている

紹介したい写真・工作物

- ・このお寺のまわりの山並み
→一帯景観のなごみといえる

紹介したい自然景観

- ・下田川沿い(千代田公園あたり)
- ・千代田
- ・蔵の街(蔵は景観的)
- ・蓮平寺の境内の景観
- ・千代田の家の景観
- 景観にもよく、経済的にも好まれる
- ・蔵の街の川沿い

【作業1のまとめ】

- 資料に詳しくない場所がある場合は、現在進行中であるところや調査中であることを事前に把握しておく
- 人に語りかけるような景観とは、見た目の美しさばかりでなく、そこに住む人々がどのような暮らしを送っているかがよく見える景観である

〈作業-2〉景観で気になるところを考える

建物(形状、高さ、色、素材など)と気になるところ

- ・「アザラシについて」大規模建築物の時代は過去で、小さな建物のほうが空間を埋め合わせる
- ・景観を創る側(デザイナー)の意識が重要か？
- ・歴史的建築物の維持(保存)の意識が重要か？
- ・山形の歴史に合った建物
- ・景観を創る側(デザイナー)の意識が重要か？

景観で気になるところを挙げてみる

- ・山形の歴史をふりかえり、景観を創る側(デザイナー)の意識が重要か？
- ・山形の歴史をふりかえり、景観を創る側(デザイナー)の意識が重要か？
- ・山形の歴史をふりかえり、景観を創る側(デザイナー)の意識が重要か？

景観を創る側(デザイナー)の意識が重要か？

- ・景観を創る側(デザイナー)の意識が重要か？
- ・景観を創る側(デザイナー)の意識が重要か？
- ・景観を創る側(デザイナー)の意識が重要か？

【作業2のまとめ】

- 景観の意識は、建物や風景の見た目を美しにするだけでなく、景観を創る側(デザイナー)の意識が重要か？
- 景観を創る側(デザイナー)の意識が重要か？
- 景観を創る側(デザイナー)の意識が重要か？

〈作業-3〉山形市の素材や人材、技術を活かす

活かせる素材、人材、技術

- ・山形市の素材
→「山形市産の素材(木、竹、瓦、土など)を活かす」
- ・山形市の技術
→「山形市産の技術(瓦葺、土蔵など)を活かす」

活かせる人材

- ・山形市の職人
→「山形市産の職人(瓦葺、土蔵など)を活かす」

活かせるアイデア

- ・山形市の素材や人材、技術を活かす
- ・山形市の素材や人材、技術を活かす

【作業3のまとめ】

- 景観の意識は、建物や風景の見た目を美しにするだけでなく、景観を創る側(デザイナー)の意識が重要か？
- 景観を創る側(デザイナー)の意識が重要か？
- 景観を創る側(デザイナー)の意識が重要か？

第2回 景観を考える山形市ワークショップ
景観づくりの技術やデザインを考える会 4班

〈作業-1〉山形市の建築物・広場物を考える

紹介したい建物

- ・江戸瓦葺
→建物のデザインが美しく、景観のなごみといえる
- ・蓮平寺
→以前ある寺で、地元老人会が存続に努めている
- ・酒造の土蔵
→戦後昭和初期に建てられた建物
→山形市の景観に伝えている

紹介したい写真・工作物

- ・このお寺のまわりの山並み
→一帯景観のなごみといえる

紹介したい自然景観

- ・下田川沿い(千代田公園あたり)
- ・千代田
- ・蔵の街(蔵は景観的)
- ・蓮平寺の境内の景観
- ・千代田の家の景観
- 景観にもよく、経済的にも好まれる
- ・蔵の街の川沿い

【作業1のまとめ】

- 資料に詳しくない場所がある場合は、現在進行中であることを事前に把握しておく
- 人に語りかけるような景観とは、見た目の美しさばかりでなく、そこに住む人々がどのような暮らしを送っているかがよく見える景観である

〈作業-2〉景観で気になるところを考える

建物(形状、高さ、色、素材など)と気になるところ

- ・「アザラシについて」大規模建築物の時代は過去で、小さな建物のほうが空間を埋め合わせる
- ・景観を創る側(デザイナー)の意識が重要か？
- ・歴史的建築物の維持(保存)の意識が重要か？
- ・山形の歴史に合った建物
- ・景観を創る側(デザイナー)の意識が重要か？

景観で気になるところを挙げてみる

- ・山形の歴史をふりかえり、景観を創る側(デザイナー)の意識が重要か？
- ・山形の歴史をふりかえり、景観を創る側(デザイナー)の意識が重要か？
- ・山形の歴史をふりかえり、景観を創る側(デザイナー)の意識が重要か？

景観を創る側(デザイナー)の意識が重要か？

- ・景観を創る側(デザイナー)の意識が重要か？
- ・景観を創る側(デザイナー)の意識が重要か？
- ・景観を創る側(デザイナー)の意識が重要か？

【作業2のまとめ】

- 景観の意識は、建物や風景の見た目を美しにするだけでなく、景観を創る側(デザイナー)の意識が重要か？
- 景観を創る側(デザイナー)の意識が重要か？
- 景観を創る側(デザイナー)の意識が重要か？

〈作業-3〉山形市の素材や人材、技術を活かす

活かせる素材、人材、技術

- ・山形市の素材
→「山形市産の素材(木、竹、瓦、土など)を活かす」
- ・山形市の技術
→「山形市産の技術(瓦葺、土蔵など)を活かす」

活かせる人材

- ・山形市の職人
→「山形市産の職人(瓦葺、土蔵など)を活かす」

活かせるアイデア

- ・山形市の素材や人材、技術を活かす
- ・山形市の素材や人材、技術を活かす

【作業3のまとめ】

- 景観の意識は、建物や風景の見た目を美しにするだけでなく、景観を創る側(デザイナー)の意識が重要か？
- 景観を創る側(デザイナー)の意識が重要か？
- 景観を創る側(デザイナー)の意識が重要か？

第3回 展覧会を企画する展覧会ワークショップ
街道筋の展覧資源を考える会 1班

(作業-1) 国道325号・3号線沿線を考える

「静ましくない」と思う具体的な理由

- ・道路幅が狭い、道幅が狭い
- ・看板の設置もその手前になっている
- ・看板について、目撃が多い、看板が大きい、色が汚れている、遠くで見る効果のよさ
- ・パソコンの看板の設置のやりかたはいい
- ・国道3号から外へ、その外への案内、誘導が少ないように感じられる
- ・国道3号から駅前大通りへの入り口が狭い、狭い
- ・歩道が狭い、歩道が狭い
- ・歩道が狭い、歩道が狭い
- ・歩道が狭い、歩道が狭い

「静ましくない」と思う具体的な理由

- ・歩道が狭い、歩道が狭い
- ・歩道が狭い、歩道が狭い
- ・歩道が狭い、歩道が狭い
- ・歩道が狭い、歩道が狭い

「静ましくない」と思う具体的な理由

- ・歩道が狭い、歩道が狭い
- ・歩道が狭い、歩道が狭い
- ・歩道が狭い、歩道が狭い
- ・歩道が狭い、歩道が狭い

「静ましくない」と思う具体的な理由

- ・歩道が狭い、歩道が狭い
- ・歩道が狭い、歩道が狭い
- ・歩道が狭い、歩道が狭い
- ・歩道が狭い、歩道が狭い

【作業1のまとめ】

- 「静ましくない」という言葉は「静まらぬ」という言葉に似ていて、この言葉に似ている言葉を探して、その言葉の意味を調べる。
- 「静まらぬ」という言葉は「静まらぬ」という言葉に似ていて、この言葉に似ている言葉を探して、その言葉の意味を調べる。

(作業-2) 観光拠点への案内サインを考える

【展覧資源】の活用と活用と活用

「静まらぬ」と思う具体的な理由

- ・歩道が狭い、歩道が狭い
- ・歩道が狭い、歩道が狭い
- ・歩道が狭い、歩道が狭い
- ・歩道が狭い、歩道が狭い

【作業2のまとめ】

- 「静まらぬ」という言葉は「静まらぬ」という言葉に似ていて、この言葉に似ている言葉を探して、その言葉の意味を調べる。
- 「静まらぬ」という言葉は「静まらぬ」という言葉に似ていて、この言葉に似ている言葉を探して、その言葉の意味を調べる。

(作業-3) 古くからの道筋の歴史、改善点を考える

【展覧資源】の活用と活用と活用

「静まらぬ」と思う具体的な理由

- ・歩道が狭い、歩道が狭い
- ・歩道が狭い、歩道が狭い
- ・歩道が狭い、歩道が狭い
- ・歩道が狭い、歩道が狭い

【作業3のまとめ】

- 「静まらぬ」という言葉は「静まらぬ」という言葉に似ていて、この言葉に似ている言葉を探して、その言葉の意味を調べる。
- 「静まらぬ」という言葉は「静まらぬ」という言葉に似ていて、この言葉に似ている言葉を探して、その言葉の意味を調べる。

第3回 展覧会を企画する展覧会ワークショップ
街道筋の展覧資源を考える会 2班

(作業-1) 国道325号・3号線沿線を考える

「静ましくない」と思う具体的な理由

- ・道路幅が狭い、道幅が狭い
- ・看板の設置もその手前になっている
- ・看板について、目撃が多い、看板が大きい、色が汚れている、遠くで見る効果のよさ
- ・パソコンの看板の設置のやりかたはいい
- ・国道3号から外へ、その外への案内、誘導が少ないように感じられる
- ・国道3号から駅前大通りへの入り口が狭い、狭い
- ・歩道が狭い、歩道が狭い
- ・歩道が狭い、歩道が狭い

「静ましくない」と思う具体的な理由

- ・歩道が狭い、歩道が狭い
- ・歩道が狭い、歩道が狭い
- ・歩道が狭い、歩道が狭い
- ・歩道が狭い、歩道が狭い

「静ましくない」と思う具体的な理由

- ・歩道が狭い、歩道が狭い
- ・歩道が狭い、歩道が狭い
- ・歩道が狭い、歩道が狭い
- ・歩道が狭い、歩道が狭い

「静ましくない」と思う具体的な理由

- ・歩道が狭い、歩道が狭い
- ・歩道が狭い、歩道が狭い
- ・歩道が狭い、歩道が狭い
- ・歩道が狭い、歩道が狭い

【作業1のまとめ】

- 「静まらぬ」という言葉は「静まらぬ」という言葉に似ていて、この言葉に似ている言葉を探して、その言葉の意味を調べる。
- 「静まらぬ」という言葉は「静まらぬ」という言葉に似ていて、この言葉に似ている言葉を探して、その言葉の意味を調べる。

(作業-2) 観光拠点への案内サインを考える

【展覧資源】の活用と活用と活用

「静まらぬ」と思う具体的な理由

- ・歩道が狭い、歩道が狭い
- ・歩道が狭い、歩道が狭い
- ・歩道が狭い、歩道が狭い
- ・歩道が狭い、歩道が狭い

【作業2のまとめ】

- 「静まらぬ」という言葉は「静まらぬ」という言葉に似ていて、この言葉に似ている言葉を探して、その言葉の意味を調べる。
- 「静まらぬ」という言葉は「静まらぬ」という言葉に似ていて、この言葉に似ている言葉を探して、その言葉の意味を調べる。

(作業-3) 古くからの道筋の歴史、改善点を考える

【展覧資源】の活用と活用と活用

「静まらぬ」と思う具体的な理由

- ・歩道が狭い、歩道が狭い
- ・歩道が狭い、歩道が狭い
- ・歩道が狭い、歩道が狭い
- ・歩道が狭い、歩道が狭い

【作業3のまとめ】

- 「静まらぬ」という言葉は「静まらぬ」という言葉に似ていて、この言葉に似ている言葉を探して、その言葉の意味を調べる。
- 「静まらぬ」という言葉は「静まらぬ」という言葉に似ていて、この言葉に似ている言葉を探して、その言葉の意味を調べる。

第3回 景観を考える山鹿市民ワークショップ
街並みの景観資源を考える会 3班

(作業-1) 国道325号・3号線沿線を考える

「好ましくない」と思う具体的な理由

- どこからどこまで山鹿なのか分からない
- 地域の区分がよく分からない
- 空き地が無く、現が見えなくなった
- 形が不揃い
- 忘れられないような看板が少ない
- ドラマチックではない

「好ましい」と思う具体的な理由

- 看板をみても商店街の強さが感じられない
- 各店の工夫が感じられて好ましい点があった

「好ましくない」こと・ものに対しての「改善していくためのアイデア」

「好ましい」こと・ものに対しての「より質を高めていくための具体的なアイデア」

- 地域の雰囲気それぞれ感じられるように
- 形・色などで工夫をこらす
- 電柱を茶色にするなど
- 他の町がやっていないことをやう
- 山鹿のシンボリックなものをつくる
- 印象に残るもの
- 木の枠の看板があれば山鹿と分かるように
- 木は鹿北杉を使う
- 各地域が統一したものをつくっていく
- 山鹿で何を売っていくのか、統一感が必要
- 例えば、富士は観光地へ来たと感じられる木の枠の看板を採用している
- 325側に桜道の入口をつくる
- 湯気上げるなど温泉地としての雰囲気づくり。八千代座は引込んだ場所にある
- 温泉地帯をゾーニングして名前をつける。例えば奥山温泉など

【作業1のまとめ】
○地域の特性を出すことが重要である
○ここから山鹿とわかるような統一感が必要
(例えば看板に工夫を凝らす)
○温泉地帯をゾーニングし、名前をつけて打ち出す

(作業-2) 観光拠点への案内サインを考える

「鞠智城」へ行くときに・・・ 「平山温泉」へ行くときに・・・

「分かりやすさ」はどうだったか？

- 外から来た人は何処を通っているかわからない
- 国道ルートになっていない
- 文字だけでは分からない

分かりやすくなるなど改善のためのアイデア

- 地域ごとの案内看板をたてよう
- 地名の入った案内板をたてることにより、説明がしやすくなる
- 菊池には各地域への案内がなくていい
- 山鹿方面から菊池へ行く途中、もつと手前から分かるように
- 手前の方から何処かあると分かる
- いろいろな町のルートにつながらないように
- いろいろな地域のスポットを見られるように
- 菊池市はハンブルグ語で案内してある
- 韓国人など他国からの観光客まで通じて
- 案内を統一したデザインで
- 毎年、花を植え替えてくなくていいように、球根を植える運動を上げる
- そして、余ったお金で案内板を作る費用として使えるようにできないか
- 景観を含めて、子供の育成に目をむけるべき
- 山鹿の地名をもつと出て良いのではないか
- 山鹿の地名はとも多い
- 自分の町は自分でアピールできるように
- 新しい取り組みでどんどんいきがちな、もともあるものをしっかり固めることが大切。最終的には伝統的なものへ帰っていく

【作業2のまとめ】
○いろいろな地域を見て回れるようにルートをつくる
○海外旅行者にも対応した案内表示が必要である
○補助金の使い方は相乗効果を生まれるように工夫してほしいとの声があった

(作業-3) 古くからの街並みの良さ、改善点を考える

「来民商店街」を散策して・・・ 「豊前街道」を散策して・・・

「評価できる」と思うこと・もの

- 豊前街道より山鹿の方が開口が大きい
- その場所で作ってその場所で作る可能性がある

「改善が必要」と思うこと・もの

- 来民は統一感がない
- なんとなく昔のまま(バラバラ)に残っている感じ
- 固定客だけでそれ以上がない
- うちわだけでそれ以上がない
- 集客するための仕掛けが足りない

「評価できる」と思うこと・もの

- まち中にある豊前の方がにぎわいがある
- 豊前街道は統一されてきた

「改善が必要」と思うこと・もの

- 電線の中地化は効果があったのか分からない。お空通りの電柱をよけて欲しい
- 八千代座のまわりは店が少ない
- まち中が早い時期から照明が消えて暗い
- 山鹿は八千代座だけではダメ
- お客が来ないから占めていてはどんどん悪くなる
- 看板の規制をしてくれるもの、後からカラフルな看板がたつ。自立ごとしか考えていない

改善のためのアイデア

- 奥が工場で手前が商店街
- つくる工程を見せる商店街になれば面白い
- 楽しめるものをセッティングする
- 観光は五感に感じる目玉をつければ人が来る
- 各店のウィンドウにオリジナルのものを出す
- 例えばちわんわん統一したもの
- 観光から見ると統一感があったほうがいい
- みんなが同じ目標を持つことが大事
- 音階をとる人が必要
- 看板などはつる前に相談があればいい
- 罰則をつくらないと勝手につく
- 近隣店舗の協力によって看板を控え込めないか
- 経営者が前に立つ規則を守る

【作業3のまとめ】
○商店街の人みんなが同じ目標をもって、商品を打ち出していく
○楽しめるものをセッティングして売出す
○看板の規制をもう一度再構築する

第3回 景観を考える山鹿市民ワークショップ
街並みの景観資源を考える会 4班

(作業-1) 国道325号・3号線沿線を考える

「好ましくない」と思う具体的な理由

- 看板が乱立しているが、特に「のほり旗」が目立つ
- パチンコ店などの看板の形、大きさが非常に目立つ
- 山鹿市外の店舗の看板が非常に多い
- 人を集めるために看板を設置する必要性はある。しかし、形や大きさ、設置場所など、バラバラでいい感じの看板は少ない
- 「改善していくためのアイデア」

「好ましい」と思う具体的な理由

- 「カルチャースポーツセンターはどっち？」とよく聞かれる。公共施設の案内が必要
- 目的地へ向かう際、曲がるべきところの直前に案内があり、初めての人は、曲がりきれない
- 不動産などの観光拠点の案内が幹線道路にない

「好ましくない」こと・ものに対しての「改善していくためのアイデア」

「好ましい」こと・ものに対しての「より質を高めていくための具体的なアイデア」

- 山鹿市の公共施設の案内板を統一したイメージで設置する
- 余裕を持って交差点を曲がるように、案内板は交差点の手前に分かりやすく設置する
- 案内板は「進行方向の矢印」だけでなく、「目的地までの距離」も示す
- 道路沿線の緑化を推進する
- 国道沿線は、看板の数が多く、大きなので、どうしても看板が煩雑の中に入ってくる。沿線沿いには遠くに阿蘇山などの山や不動岩などを眺めることができれば、遠くは目印が向うように、車を停める休憩スポットを設置する

【作業1のまとめ】
特に「のほり旗」について議論が集中しており、現状に対する課題、そしてその対応策のアイデアが出された。設置場所(設置ライン)のルール化をしていかなければならないだろう
○公共施設の案内板は統一化していくことの方向性が示され、また道路沿線の緑化を推進していくことも協議した

(作業-2) 観光拠点への案内サインを考える

「鞠智城」へ行くときに・・・ 「平山温泉」へ行くときに・・・

「分かりやすさ」はどうだったか？

- 案内はあるが、分かりにくい(気付きにくい)
- その理由として、
1. 交差点に近すぎ
2. 大きさが小さすぎる

「平山温泉」へ行くときに・・・

「分かりやすさ」はどうだったか？

- 国道3号から入るのであれば分かりやすい
- 平小川の四叉路が分かりにくい
- 全ての旅館の方向を示した看板は評価できるが・・・
- その理由として、
1. 文字が小さい
2. 照明がないので、夜は見えない

分かりやすくなるなど改善のためのアイデア

- 国道3号、325号など幹線道路に案内を設置する
- 山鹿市で形と色を統一した案内板の作成(多種多様な看板の中から案内誘導の看板だと分かりやすいように)
- 初めて来た人は、観光地に行くときに道が間違っていないかどうか分からなく不安になってしまうので、小さくていいから目的地までの距離の書いた看板を多く設置してはどうか
- 四叉路交差点に平山温泉のイラストマップを設置する(パンフレットも取れるようにする)
- どの方向(国道3号から、浄水センターから、和木町から)からも分かる看板を設置する
- それぞれの旅館の案内看板の数を減らす(限定する)
- 観光看板は統一した色にして、他の用途の看板はその色を使えないようにする
- 農村にマッチする木材など自然素材を活用する

【作業2のまとめ】
○両者とも、観光看板は統一した色や形にすることがわかりやすさを生むという意見が大半を占めた。特に、観光看板で設定した色や形を他の用途(商業用等)には使えないようにするアイデアは具体的に分かりやすい

(作業-3) 古くからの街並みの良さ、改善点を考える

「来民商店街」を散策して・・・ 「豊前街道」を散策して・・・

「評価できる」と思うこと・もの

- 古い建物が結構残っていた
- 郵便局が国道325号側ではなく、商店街に建てたことは、町の活性化に評価できる
- 古い湯桶が動いていたので、迎をきき混ざる風景が今も残っている

「改善が必要」と思うこと・もの

- 20年前に比べると、空き地が増えた
- 外灯に付属している看板が単一で、何をしている店なのか、店の個性が分からない
- トタンの部分(バラベツト)を取り外すことができないか?

「評価できる」と思うこと・もの

- 木製の屋号を掲げているお店が多く、統一感を出していることが素晴らしい
- アパートの前面(豊前道側)を修繕している
- 20年前に比べると非常によくなった(八千代座、千代の園などの核があるから)

「改善が必要」と思うこと・もの

- トタンの色が非常に気になる
- コインパーキングの色が白く、もう少し落ち着いた色にできないだろうか
- 八千代座入り口の面の使い方の工夫が必要(トタンを木で覆うなど)

改善のためのアイデア

- 町並みを整備して、地元商店街の人たちが何をしたいか、を明確にすることが必要
- それぞれのお店の個性を活かしていくことで「点」から「線」にしていかなければならない
- 色や材質に工夫していく
- 空き地を駐車場として利用しているところに、樹木を植える等類似を持たせる

【作業3のまとめ】
○「来民商店街」については、町並みが「線」としてつながっていない感があるとの意見があった。将来的に整備し、「点」を増やすことによって、「線」にすることが可能と思われる
○「豊前街道」については、これまでの取り組みが一定評価されているが、コインパーキングや自販機の色が白のルール化が必要との声があった

第4回 美術を育むる環境づくりワークショップ 川筋の景観資源を考える会 1班		
<p>《作業1》美濃川などの川筋（河川）景観を考える</p> <p>“好ましい”とと思う景観（河川）景観</p> <ul style="list-style-type: none"> ●色とりどり鮮やかな色彩がよい ●自然の風景と人が一体化している 	<p>《作業2》春夏秋冬の「絵になる川筋景観」を考える</p> <p>【景】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景の彩（大連橋～山麓大橋） ・草（大連橋～下流のサイクリングロード） ・水やソニック（水辺コアや水辺利用の見える風景） （サブアン橋より下流～鏡沼グラウンド） <p>【夜】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カヌー、多摩川（水辺アラサー～山麓大橋） ・船乗り風景（水辺アラサー） ・夕景・夜景の夜景 ・ヤング橋 <p>【景】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コスモ（大連の町） ・紅葉（豊平河川橋から見る山） ・ドングリ（船乗り風景） ・緑の森の風景（豊平河川橋と水辺アラサーが美しい風景） <p>【水】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カワダニ（下流河川）川筋が広く川がきれい <p>【水質】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質調査の結果（水質）「4級」～「3級」の水（シラカ） 	<p>《作業3》山筋の農村風景、生産風景を考える</p> <p>“好ましい”と思う農村風景、生産風景</p> <ul style="list-style-type: none"> ●山筋の農村について ・農村の風景、山筋の風景、色とりどり鮮やかな色彩、景観の豊かさ ・山筋全体に手入れが丁寧で、景観が美しいこと ・山筋にある農村の風景、色とりどり鮮やかな色彩、景観の豊かさ ●山筋にある農村の風景、色とりどり鮮やかな色彩、景観の豊かさ ●山筋にある農村の風景、色とりどり鮮やかな色彩、景観の豊かさ <p>●農村環境について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山筋全体を大切にしている ・山筋の風景、山筋の風景、色とりどり鮮やかな色彩、景観の豊かさ ・山筋の風景、山筋の風景、色とりどり鮮やかな色彩、景観の豊かさ
<p>“好ましくない”と考える景観（河川）景観</p> <ul style="list-style-type: none"> ●干渉が、生産物の販売として売れ、水質が変化が少ない ●川筋の風景、山筋の風景、色とりどり鮮やかな色彩、景観の豊かさ ●干渉が、生産物の販売として売れ、水質が変化が少ない ●川筋の風景、山筋の風景、色とりどり鮮やかな色彩、景観の豊かさ ●干渉が、生産物の販売として売れ、水質が変化が少ない ●川筋の風景、山筋の風景、色とりどり鮮やかな色彩、景観の豊かさ 	<p>【水】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カワダニ（下流河川）川筋が広く川がきれい 	<p>“好ましくない”と考える農村風景、生産風景</p> <ul style="list-style-type: none"> ●山筋の農村について ・山筋全体を大切にしている ・山筋の風景、山筋の風景、色とりどり鮮やかな色彩、景観の豊かさ ・山筋の風景、山筋の風景、色とりどり鮮やかな色彩、景観の豊かさ
<p>河川景観の豊かさにあふれる景観をみました</p> <ul style="list-style-type: none"> ●川筋の風景、山筋の風景、色とりどり鮮やかな色彩、景観の豊かさ ●川筋の風景、山筋の風景、色とりどり鮮やかな色彩、景観の豊かさ 	<p>【水質】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質調査の結果（水質）「4級」～「3級」の水（シラカ） 	<p>“好ましくない”と考える農村風景、生産風景</p> <ul style="list-style-type: none"> ●山筋の農村について ・山筋全体を大切にしている ・山筋の風景、山筋の風景、色とりどり鮮やかな色彩、景観の豊かさ ・山筋の風景、山筋の風景、色とりどり鮮やかな色彩、景観の豊かさ
<p>【作業1のまとめ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○川筋では、河川景観がまともである景観の現状とわかっていない ○川筋では河川景観の豊かさを維持する方法について、農林、工業の必要性が認識された 	<p>【作業2のまとめ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「水質」としてわかっていない「絵になる景観」として今後、水質の改善が必要であることを認識した 	<p>【作業3のまとめ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全体的に「好ましい」と認識されている。また、その風景の良さを維持するための具体的な方法がわかってきた

第4回 美術を育むる環境づくりワークショップ 川筋の景観資源を考える会 2班		
<p>《作業1》美濃川などの川筋（河川）景観を考える</p> <p>“好ましい”とと思う景観（河川）景観</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自然の風景がよい ・干渉が、生産物の販売として売れ、水質が変化が少ない ・川筋の風景、山筋の風景、色とりどり鮮やかな色彩、景観の豊かさ ●川筋の風景、山筋の風景、色とりどり鮮やかな色彩、景観の豊かさ ●川筋の風景、山筋の風景、色とりどり鮮やかな色彩、景観の豊かさ 	<p>《作業2》春夏秋冬の「絵になる川筋景観」を考える</p> <p>【景】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景の彩（大連橋～山麓大橋） ・草（大連橋～下流のサイクリングロード） ・水やソニック（水辺コアや水辺利用の見える風景） （サブアン橋より下流～鏡沼グラウンド） <p>【夜】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カヌー、多摩川（水辺アラサー～山麓大橋） ・船乗り風景（水辺アラサー） ・夕景・夜景の夜景 ・ヤング橋 <p>【景】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コスモ（大連の町） ・紅葉（豊平河川橋から見る山） ・ドングリ（船乗り風景） ・緑の森の風景（豊平河川橋と水辺アラサーが美しい風景） <p>【水】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カワダニ（下流河川）川筋が広く川がきれい <p>【水質】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質調査の結果（水質）「4級」～「3級」の水（シラカ） 	<p>《作業3》山筋の農村風景、生産風景を考える</p> <p>“好ましい”と思う農村風景、生産風景</p> <ul style="list-style-type: none"> ●山筋の農村について ・農村の風景、山筋の風景、色とりどり鮮やかな色彩、景観の豊かさ ・山筋全体に手入れが丁寧で、景観が美しいこと ・山筋にある農村の風景、色とりどり鮮やかな色彩、景観の豊かさ ●山筋にある農村の風景、色とりどり鮮やかな色彩、景観の豊かさ <p>●農村環境について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山筋全体を大切にしている ・山筋の風景、山筋の風景、色とりどり鮮やかな色彩、景観の豊かさ ・山筋の風景、山筋の風景、色とりどり鮮やかな色彩、景観の豊かさ
<p>“好ましくない”と考える景観（河川）景観</p> <ul style="list-style-type: none"> ●干渉が、生産物の販売として売れ、水質が変化が少ない ●川筋の風景、山筋の風景、色とりどり鮮やかな色彩、景観の豊かさ ●干渉が、生産物の販売として売れ、水質が変化が少ない ●川筋の風景、山筋の風景、色とりどり鮮やかな色彩、景観の豊かさ ●干渉が、生産物の販売として売れ、水質が変化が少ない ●川筋の風景、山筋の風景、色とりどり鮮やかな色彩、景観の豊かさ 	<p>【水】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カワダニ（下流河川）川筋が広く川がきれい 	<p>“好ましくない”と考える農村風景、生産風景</p> <ul style="list-style-type: none"> ●山筋の農村について ・山筋全体を大切にしている ・山筋の風景、山筋の風景、色とりどり鮮やかな色彩、景観の豊かさ ・山筋の風景、山筋の風景、色とりどり鮮やかな色彩、景観の豊かさ
<p>今までの景観として</p> <ul style="list-style-type: none"> ●干渉が、生産物の販売として売れ、水質が変化が少ない ●川筋の風景、山筋の風景、色とりどり鮮やかな色彩、景観の豊かさ ●干渉が、生産物の販売として売れ、水質が変化が少ない ●川筋の風景、山筋の風景、色とりどり鮮やかな色彩、景観の豊かさ ●干渉が、生産物の販売として売れ、水質が変化が少ない ●川筋の風景、山筋の風景、色とりどり鮮やかな色彩、景観の豊かさ 	<p>【水質】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質調査の結果（水質）「4級」～「3級」の水（シラカ） 	<p>“好ましくない”と考える農村風景、生産風景</p> <ul style="list-style-type: none"> ●山筋の農村について ・山筋全体を大切にしている ・山筋の風景、山筋の風景、色とりどり鮮やかな色彩、景観の豊かさ ・山筋の風景、山筋の風景、色とりどり鮮やかな色彩、景観の豊かさ
<p>【作業1のまとめ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○川筋では、河川景観がまともである景観の現状とわかっていない ○川筋では河川景観の豊かさを維持する方法について、農林、工業の必要性が認識された 	<p>【作業2のまとめ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「水質」としてわかっていない「絵になる景観」として今後、水質の改善が必要であることを認識した 	<p>【作業3のまとめ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全体的に「好ましい」と認識されている。また、その風景の良さを維持するための具体的な方法がわかってきた

第4期 観察を促せる観察者ワークショップ 川筋の観察調査を考える会 3班	3班	
<p>〔作業-1〕 荒瀬川などの川筋（河川）を観察を考える</p> <p>“好ましい”と云う用語（観察）意義</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 視覚的・聴覚的・触覚的・味覚的・臭覚的・体感的に感じられること ● 全身の力がこめられる ● 川上（水際）に立ち寄りたがりが強い ● 川沿いの遊歩道、歩道橋の美しさを評価する ● 川筋の環境も観察する ● 干渉はコンクリートの河床が強い ● 視覚的・聴覚的・触覚的・味覚的・臭覚的・体感的に感じられること ● 川沿いの遊歩道、歩道橋の美しさを評価する ● 川筋の環境も観察する 	<p>〔作業-2〕 春夏秋冬の「絵になる川筋観察」を考える</p> <p>【表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遊歩道 ・ 河川の草花 <p>【裏】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもたちの声 	<p>〔作業-3〕 山筋の農村風景、生産風景を考える</p> <p>“好ましい”と云う農村風景、生産風景</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 田舎の風景 ● 農村の風景（田舎） ● 農村の風景（田舎） ● 農村の風景（田舎） ● 農村の風景（田舎） ● 農村の風景（田舎）
<p>“好ましくない”と云う用語（観察）意義</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 視覚的・聴覚的・触覚的・味覚的・臭覚的・体感的に感じられること ● 全身の力がこめられない ● 川上（水際）に立ち寄りたがりが弱い ● 川沿いの遊歩道、歩道橋の美しさを評価しない ● 川筋の環境も観察しない ● 干渉はコンクリートの河床が強い ● 視覚的・聴覚的・触覚的・味覚的・臭覚的・体感的に感じられること ● 川沿いの遊歩道、歩道橋の美しさを評価しない ● 川筋の環境も観察しない <p>課題「観察を促せる川筋」として</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 遊歩道が広い川筋の観察を促せる ● 川沿いの遊歩道、歩道橋の美しさを評価する ● 川筋の環境も観察する 	<p>【表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもたちの声 <p>【裏】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもたちの声 	<p>“好ましくない”と云う農村風景、生産風景</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 田舎の風景 ● 農村の風景（田舎） ● 農村の風景（田舎） ● 農村の風景（田舎） ● 農村の風景（田舎） ● 農村の風景（田舎）
<p>【作業3のまとめ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 観察を促せる川筋の観察を促せる ○ 観察を促せる川筋の観察を促せる ○ 観察を促せる川筋の観察を促せる 	<p>【作業3のまとめ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 観察を促せる川筋の観察を促せる ○ 観察を促せる川筋の観察を促せる ○ 観察を促せる川筋の観察を促せる 	<p>【作業3のまとめ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 観察を促せる川筋の観察を促せる ○ 観察を促せる川筋の観察を促せる ○ 観察を促せる川筋の観察を促せる

第4期 観察を促せる観察者ワークショップ 川筋の観察調査を考える会 4班	4班	
<p>〔作業-1〕 荒瀬川などの川筋（河川）を観察を考える</p> <p>“好ましい”と云う用語（観察）意義</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 干渉はコンクリートの河床が強い ● 視覚的・聴覚的・触覚的・味覚的・臭覚的・体感的に感じられること ● 全身の力がこめられる ● 川上（水際）に立ち寄りたがりが強い ● 川沿いの遊歩道、歩道橋の美しさを評価する ● 川筋の環境も観察する ● 干渉はコンクリートの河床が強い ● 視覚的・聴覚的・触覚的・味覚的・臭覚的・体感的に感じられること ● 川沿いの遊歩道、歩道橋の美しさを評価する ● 川筋の環境も観察する 	<p>〔作業-2〕 春夏秋冬の「絵になる川筋観察」を考える</p> <p>【表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遊歩道 ・ 河川の草花 <p>【裏】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもたちの声 	<p>〔作業-3〕 山筋の農村風景、生産風景を考える</p> <p>“好ましい”と云う農村風景、生産風景</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 田舎の風景 ● 農村の風景（田舎） ● 農村の風景（田舎） ● 農村の風景（田舎） ● 農村の風景（田舎） ● 農村の風景（田舎）
<p>“好ましくない”と云う用語（観察）意義</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 視覚的・聴覚的・触覚的・味覚的・臭覚的・体感的に感じられること ● 全身の力がこめられない ● 川上（水際）に立ち寄りたがりが弱い ● 川沿いの遊歩道、歩道橋の美しさを評価しない ● 川筋の環境も観察しない ● 干渉はコンクリートの河床が強い ● 視覚的・聴覚的・触覚的・味覚的・臭覚的・体感的に感じられること ● 川沿いの遊歩道、歩道橋の美しさを評価しない ● 川筋の環境も観察しない <p>課題「観察を促せる川筋」として</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 遊歩道が広い川筋の観察を促せる ● 川沿いの遊歩道、歩道橋の美しさを評価する ● 川筋の環境も観察する 	<p>【表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもたちの声 <p>【裏】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもたちの声 	<p>“好ましくない”と云う農村風景、生産風景</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 田舎の風景 ● 農村の風景（田舎） ● 農村の風景（田舎） ● 農村の風景（田舎） ● 農村の風景（田舎） ● 農村の風景（田舎）
<p>【作業3のまとめ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 観察を促せる川筋の観察を促せる ○ 観察を促せる川筋の観察を促せる ○ 観察を促せる川筋の観察を促せる 	<p>【作業3のまとめ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 観察を促せる川筋の観察を促せる ○ 観察を促せる川筋の観察を促せる ○ 観察を促せる川筋の観察を促せる 	<p>【作業3のまとめ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 観察を促せる川筋の観察を促せる ○ 観察を促せる川筋の観察を促せる ○ 観察を促せる川筋の観察を促せる

7 先進地事例研修の記録

岐阜県中津川市



市内各地
から恵那山
が見える



旧中山道
中津川宿

- ・平成17年に合併。その際に、長野県山口村が県境を越えて合併したことで話題になった。その山口村に馬籠（まごめ）宿という中山道の宿場町が含まれており、景観形成を継続していくために景観計画が必要になったことが策定の主要な要因である。全市域を対象区域としているが、景観重点地区として形成基準を検討したのは、馬籠宿と中津川宿・落合宿の旧中山道の宿場町。屋外広告物条例の検討は今のところなされていないので、県条例を運用している。
- ・恵那山の麓に広がる扇状地に都市が形成されており、町全体が坂になっている。特に巨大な建物も見当たらず、落ち着いた都市景観である。中津川宿では、道路の特殊舗装や電線の地中化を行い、歴史的な町並みに調和する景観形成を図っている。

滋賀県彦根市



修景され
た商店街



夢京橋
キャッスル
ロード

- ・国宝彦根城をはじめ、数多くの文化財が残る城下町である。景観計画の策定にあたっては、特に観光を意識した訳ではないが、城下町の保存という観点から、歴史的町並みの維持保全に力を入れている。
- ・キャッスルロードと呼ばれる商店街は、道路拡張により古い町並みを一度壊し、その上で新しい家屋を一律の基準のもとに建設している。
- ・芹川の堤防などの市内の眺望点から、彦根城の天守閣が見えることを基準とした高さ規制を実施している。
- ・景観重要建造物については、文化財課の調査に基づき、管理者が存在するものから選定する方針（文化財として指定されるものとの重複を避けている）

滋賀県近江八幡市



水郷めぐり



八幡堀

- ・八幡堀と呼ばれる琵琶湖から引き込んだ水路の埋め戻しの是非を巡る保存運動をベースに景観形成がスタートしている。自主条例を制定しようと検討していたところ、景観法が施行され、景観計画第1号となった。「ほんまもん」を残すことが、進取の気性に富む八幡商人の心意気を後世に残すことであるという観点から、景観の形成基準が作られている。
- ・湖岸に近い「水郷風景ゾーン」と、中心部の八幡商人の商家群が残る「伝統的風景ゾーン」とが都市の景観を代表する個性的な空間であり、それぞれに「風景形成基準」を設けて運用している。
- ・伝統的建造物群保存地区に指定される範囲を中心に、歴史的町並みの整備が成果を挙げており、水郷のヨシの原を巡る船遊びと併せて、観光地としての実績を上げているが、「あまりに観光客が多く来ても、本来の静けさが失われてしまう」として、行きすぎた観光地化を危惧する声も聞かれた。

8 住民説明会における意見・質問

豊前街道山鹿地区

Q：瓦葺きにすると台風の際に瓦が飛んでくるおそれがある。また補修等の費用面でも心配だ。街道沿いは瓦葺きでもよいと思うが、通りから見えない部分についてはどう考えているか？

A：重点的に取り組んでいただきたい地区として、最低でも見える部分については瓦屋根をお願いします。見えない部分についても瓦屋根にしていきたいと思います。個別に市との協議の中で検討していきたいと思っています。

基準に関する以外については、プラザファイブも含めて一貫したまちづくりを展開してほしいといったご意見や、山鹿で足をとめてもらうために国道3号線の景観誘導を図ってほしいといったご提案もありました。



歴史的まちなみ地区

Q：経済効果があれば、皆協力もしてくれとりになってしまうと、なかなか協力も難しい。一番興味があるのは、経済の活性化ではないだろうか？

A：景観を考えていく上で、結果的に経済や観光の面で効果が出ることもあるかもしれませんが、しかし、景観を考える本来の目的は経済効果ではなく、良好な景観が失われてから後悔することのないように考えていくものです。まちづくりにつながるような景観計画になればと思っています。

景観に対する取組みの遅さを指摘する声も聞かれました。今までは、市域全体での景観に対する基本的なルールというものがありませんでしたので、景観を守り、より良くしていくために今計画を定める必要があると考えています。



菊池往還来民地区

Q：景観形成誘導地区に指定された地区以外については、高さの規制はないのか？

A：景観形成誘導地区や景観形成重点地区以外については高さについての基準はありません。しかし、市全体で景観に対する取組みを推進していることをご理解いただき協力をお願いしていきたいと思っています。

この他にも、鹿本町だけではなく各所で休耕田の拡大が見られるため、市域全体のバランスを見ながら景観づくり、地域づくりに取り組んでいってほしいというご意見をいただきました。検討課題としてあげられた景観計画の周知方法についても、指定の候補地を中心に検討していきたいと思っています。



平小城地区

Q：平小城地区では乱開発が相次ぎ、温泉つき別荘地の建設等によって景観の悪化を引き起こしている。市の方で何らかの指導はないのか？

A：現在の制度では、平小城地区は10,000㎡を越えないと開発の許可を取る必要がありません。これが、今の状況を引き起こしたともいえるかもしれません。今後は、許可制度ではありませんが、届出による景観誘導を図っていきたくと考えています。



この他、平小城地区だけではなく市も一体となった取組みを期待する声が聞かれました。今後は市民の皆様方に情報提供等のご協力をいただきながら、景観計画の普及活動を進めていきたいと思います。

岳間地区

Q：ガードレールの色は白で統一するという考えか？場所によっては、白では雪がふったとき見えにくいということもある。

A：他の地区では、茶色でご提案しているところもあります。ガードレールには注意をうながす意味もあり目立つ必要もありますので、景観を考えながら各地区の特性や箇所の状況に合わせていきたくと考えています。



河川や道路の維持管理についての今後の取組みや考え方といったご質問がありました。景観計画は景観についての基本的な方針やルールを定めるものです。今後は景観計画を定めることによって市民の方の景観に対する意識が高まり、清掃や樹木の維持管理などの自主的な活動につながっていくことを期待します。

菊池川周辺地区

Q：他の地区の建築物などの色彩について教えていただきたい。

A：地区によって基準に違いがあります。説明会では皆様に分かりやすいよう「三原色を避ける」といった基準でご提案をしています。今後はマンセル値を使った基準にするなど、より明確で理解がされやすい基準にするよう検討していきます。



他の地域を真似したような計画ではなく、制度などを利用して自分達の地域にあった計画を作り、地域活性化のよいタイミングとしてやってほしいというご意見もいただきました。市民の方からの積極的なご意見をいただきながら、地域の特性に合った計画の検討を進めていきたいと思います。

鞠智城公園周辺地区

Q 1 : 鞠智城までの道路の法面に花を植えたいと考えている。建築物については、鮮やかな色彩を避けるといったような基準があるが、花の色彩についてはどのように考えたらよいのか？

A 1 : 建築物は恒久的に存在するものであるとの考えから色彩の基準を設けています。花については、ある程度一過性のものであると考えていますが、種類については協議の必要があると思います。



Q 2 : 米原地区の本村では、国指定史跡範囲内であるため建築行為を行うときに届出をしているが、その他の地区は今まで建築行為について届出することはなかった。届出に対する周知はどのように考えているか？

A 2 : 計画策定後、約1年間かけて条例を策定することにしていきます。届出については、条例制定期間中に並行して周知を図っていきたいと考えています。

範囲、景観形成基準の内容については納得できるというご意見をいただきました。この地区に限らず、景観形成誘導地区においては現在も良好な景観が保たれています。地区の方の景観への取組みは今まで通り進めていただきながら、届出を行っていただくことで景観の阻害要因を把握し協議をしていきたいと思っています。

番所地区

Q 1 : 番所地区は建築物だけでなく棚田や石垣、稲穂など様々な要素が合わさることで周囲の評価を受けている。今後に残していくためにも、石垣について検討して欲しい。

A 1 : 今まで何の規制も無かったということもあり地区皆様方にご理解いただける最低基準でのご提案をしています。このように、地区としての提案がありましたら、積極的に検討をしていきたいと思っています。



Q 2 : 範囲については、集落の背面の山も含まれているがどうしてか？

A 2 : バイパス沿いから見える景観として、集落だけでなく山の斜面も考える必要があります。今後、この地区の魅力や価値が高まると地区以外の人々の流入などによって景観が損なわれてしまう可能性があります。地区については予防保全的な範囲でのご提案となります。

この他、住んでいると今ある景観があたりまえのものとなってしまうのご意見もありました。昔からの景観のすばらしさというのは地元の方も理解されているようです。景観計画の策定をきっかけに地区の魅力や価値の再認識をしていただき、今後の活動につなげていっていただきたいと思っています。

山鹿市景観計画用語集

この本に登場する用語で、繰り返し登場する言葉や、やや専門的な用語についてその定義をまとめました。

	用語	解説
あんおん しょく	暗穏色	暗くて穏やかな色のこと。明度・彩度がともに低い色。
いしょう	意匠	形・色・模様・配置などについて加える装飾上の工夫。デザイン。
いてん	移転	建築物の位置などを変えること。
いりもや	入母屋	屋根の形状で上部は二方への勾配を持ち、下方は四方への勾配をもつ形式のこと。
おくがい こうこく ぶつ	屋外広告物	商業広告に限らず「常時又は一定の期間継続して」「屋外で公衆に表示されるもので」「看板、はり紙・はり札、広告塔及び建物その他のものに表示・掲出されたもの等」をいう。
かいこん	開墾	山野を切り開いて農耕できる田畑にすること。
かいちく	改築	建物の全部又は一部を新しくつくりなおすこと。
かいはつ	開発（行為）	主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地区画形質の変更のこと（都市計画法）
きちょう しょく	基調色	中心となっている色のこと。建築物の外壁の大部分を占め、外観の基本的なイメージを形成しているものなどを指す。
きりつま	切妻	屋根の形状のことで、大棟から両側に葺(ふ)きおろす形式。
くかくけ いしつ の へんこう	区画形質の変更	都市計画法における開発許可の対象となる宅地造成等のこと。宅地造成のほか、道路の新設などを伴う土地区画の変更、農地や宅地への変更などを含む。
くまもと けんけい かんじょ うれい	熊本県景観条例	県、県民及び事業者の県土の景観形成に関する責務を明らかにするとともに、景観形成のための活動を推進することにより、地域の特性が活かされた景観の保全を創造をはかり、もって緑と水が豊かで県民にとって誇りと愛着のもてる県土の醸成に資することを目的として昭和 62 年に制定された条例。
ぐらんど かばー	グランドカバー	地面を芝等で緑化すること。むき出しの地面を植物で覆うことで殺風景な印象を和らげたり、雨による土砂の流出防止、日照の照り返し防止を期待できる。
けいたい	形態	外から見たかたちやありさまのこと
けいかん ほう	景観法	平成 16 年に制定された日本ではじめての景観に関する総合的な法律。法は理念等を定めた基本的な部分と、景観計画の策定や景観地区の指定等の良好な景観の形成のための規制に関する部分などで構成されている。

げんしょく	原色	適当な割合で混ぜることによりすべての色を表せる三つの異なった色の光。実用的には赤・青紫・緑（光の三原色）が選ばれる。また、三原色に近いはっきりした色も指す。
けんちくこうい	建築行為	建築基準法第2条第1号に規定する建築物を建築する行為をいい、一般には建築物を新築、増築、改築又は移転することをいう。
けんちくぶつ	建築物	土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱もしくは壁を有するもの（これに類する構造のものをふくむ）。
けんちくめんせき	建築面積	建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積。（建築基準法）
こうえきしせつ	公益施設	公益事業として運営される施設のこと。主に電気・ガス・水道・電信・鉄道・医療などの施設をいう。
こうこくもう	広告網	柱間を糸等で繋ぎ、その糸等にぶら下げた広告物のこと。
こうさくぶつ	工作物	人為的に地上や地中に造られた建造物をいう。建築基準法では煙突、広告塔、高架水槽、要壁・昇降機、遊戯施設などをいう。
さいど	彩度	色の鮮やかさの度合いのこと。マンセル表色系では彩度を 0～14 の数値で示し、数値が大きくなるほど鮮やかであるという意味で使われる。
じいろ	地色	下地の色のこと。
しきそう	色相	他の色と区別するよりどころとなる色の特質のこと。マンセル表色系では、赤（R）黄（Y）緑（G）青（B）紫（P）黄赤（YR）黄緑（GY）青緑（BG）青紫（PB）赤紫（RP）の 10 の色相で分け、無彩色は N で表している。
しちゅう	支柱	物を支えるために用いる柱のこと。
しっくい	漆喰	消石灰に麻糸などの繊維質、フノリ・ツノマタなど膠着（こうちゃく）剤を加えて水で練ったもののこと。砂や粘土を加えることもある。壁の上塗りや石・煉瓦（れんが）の接合に用いる。
しゃへい	遮蔽	覆いを掛けたりして、人目や光線などからさえぎること。
しゅうぜん	修繕	壊れたり悪くなったりしたところを繕い直すこと。
しんちく	新築（新設）	新しく建物（工作物）を建てること。
せっち	設置	看板などを備え付けること。

ぞうちく	増築	すでにある建物に付け加えて建築すること。
たいしょく	たい色	色があせること。
たいこうせい	耐候性	建築材料などを屋外に放置したときの耐性。
たてかんばん	立看板	壁・塀・電柱などに立てかけておく看板。
つまいり	妻入り	切妻(きりづま)屋根・入母屋(いりもや)屋根の建物で、妻の側に正面出入口のあるもの。妻とは建物の短辺側あるいは屋根の棟と直角な面をいう。建物の長辺側あるいは屋根の棟と平行な面を平といい、この面に正面出入口がある場合は平入りという。
ていぼく	低木	低い木。ふつう高さ約2メートル以下の樹木。
どうひょう	道標	通行人の便宜のため、方向や距離などを記して路傍に立てた標識のこと。
どくりつ	独立	他のものから離れて別になっていること。
とたん	トタン	薄い鋼板に亜鉛めっきをして耐食性をもたせたもののこと。屋根板などに用いる。
とちくかくけいしつのはんこう	土地区画形質の変更	区画の変更は公共施設などの新設や改廃を行って土地の利用形態としての区画を変更すること。形の変更とは、切土や盛土を行って土地の物理的な形状を変更することを指し、質の変更とは農地や山林等の宅地以外の土地を宅地として利用することを指す。
とどけでせいど	届出制度	ある者が特定の行為を行うにあたって、あらかじめ行政官庁に対して一定の事項を通知することを義務付けていること。
のうかがた	農家型の家屋の配置形式	家屋の間口が広い建物であり、1敷地に多くの小屋等が建てられている配置形式のこと。
のべめんせき	延べ面積	建築物の各階の床面積の合計。
のりめん	のり面	切り土や盛土によって造られた傾斜地の斜面部分。
はりがみ	はり紙	紙などを直接電柱や壁等に貼り付けた広告物のこと。
はりふだ	はり札	板などを利用して、電柱や壁等に貼り付けた広告物のこと。
びかん	美観	美しい眺めのこと。

ひらいり	平入り	妻入りを参照のこと。
ふくげん	復原	もとの形態・位置に戻すこと。
ふずい	付随	他のものと一緒になっていること。
ぷらんと	プラント	生産設備のこと。
へきめん せん	壁面線	街区内の建築物の位置を整え、町並みをそろえて環境の向上を図るため、法的に指定される線のことであるが、この計画では隣地と道路側の壁面をそろえる線という意味で使用している。
ぼんぼり	ぼんぼり	灯をともし部分の周囲に紙または絹張りのおおいをつけた手燭(てしょく)・燭台。
まんせる	マンセル (表色系)	マンセルが考案した色の表示法のこと。色相・明度・彩度に従い、赤・黄・緑・青・紫色およびその中間色の計 10 色を基準にして組み立てたもの。
めいど	明度	色の明るさの度合いのこと。マンセル表色系では明度を 0～10 の数値で示し、数値が大きくなるほど明るいという意味で使われる。
もようが え	模様替え	建物などの設計等を変えること。
れんたん せい	連担性	それぞれが連なり、相互に融合すること。

山鹿市都市景観審議会委員名簿（平成18年4月から平成20年3月）

	役	職	氏 名
1	知識経 験者	学校法人君が淵学園崇城大学芸術学部講師	原 田 和 典
2		山鹿市農業委員会 委員	(竹 本 重 丸) 光 永 孝 太 郎
3		山鹿市文化財保護委員会 委員長	(古 賀 寛 了) 竹 下 輝 幸
4		社団法人熊本県建築士会山鹿支部 支部長	中 村 美 敏
5		山鹿市菊鹿町観光協会 会長	松 尾 規 倫
6	市及び 関係行	(熊本県土木部都市計画課景観整備室 室長)	(天 野 哲 徳)
		熊本県土木部都市計画課景観公園室 室長	大 谷 祐 次
7	政 機 関 の職員	熊本県鹿本地域振興局土木部企画調査課 課長	(林 俊 一 郎) 松 岡 博
8		(山鹿市教育委員会事務局 教育長) 山鹿市教育委員会教育部 部長	(田 中 宏) 八 木 田 達 博
9		(山鹿市企画振興部 部長) 山鹿市総務部 次長	(福 田 憲 之) 三 森 兄 臣
10	市 長 が 必 要 と 認 め る 者	山鹿市議会建設環境常任委員会 委員長	森 川 昭 彦
11		山鹿市議会経済観光常任委員会 委員長	堀 茂 幸
12		(山鹿市商工会 副会長) 山鹿市商工会 理事	(坂 本 通 昭) 田 中 博 信
13		山鹿市嘱託員連合会 会長	鶴 千 年
14		山鹿市地域婦人会連絡協議会 会長	荒 尾 智 恵 子
15		社団法人山鹿青年会議所 理事長	(中 野 真 二) (荒 木 和 信) 坂 本 功
16		山鹿地域審議会 委員	(前 川 幸 恵) 渡 邊 晃
17		鹿北地域審議会 委員	(井 上 富 夫) 松 本 弘 一
18		菊鹿地域審議会 委員	(田 中 博 信) 古 家 公 晴
19		鹿本地域審議会 委員	市 原 幸 夫
20	鹿央地域審議会 委員	梶 川 隆 徳	

()は前任

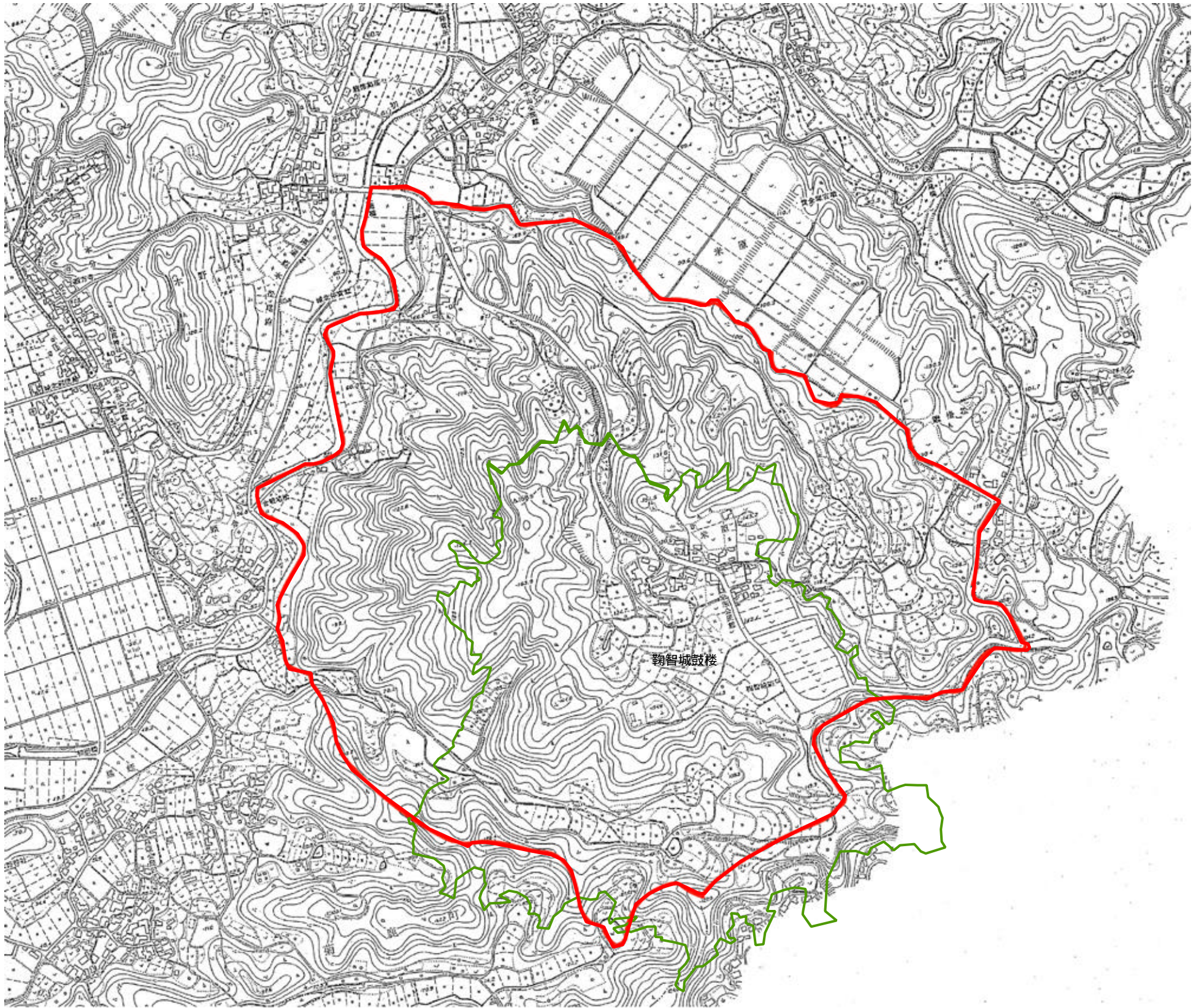
山鹿市景観計画策定協議会

	役 職		氏 名
1	学識者	学校法人君が淵学園崇城大学芸術学部講師	原 田 和 典
2		社団法人熊本県建築士会山鹿支部 副支部長	井 上 繁 治
3		社団法人熊本県建築士会山鹿支部	福 山 博 章
4		山鹿市文化財保護委員会	西 村 亮 一
5		山鹿市農業委員会	江 藤 克 巳
6	各 種 団 体 ・ 市 民代表	山鹿商工会議所 指導係長	堤 真 也
7		山鹿市商工会 経営指導員	中 尾 精 徳
8		山鹿温泉観光協会 副会長	井 口 圭 祐
9		山鹿温泉観光協会 理事	戸 上 大 一 郎
10		菊鹿温泉観光協会	青 木 正 行
11		広告業の代表者	林 勝 弥
12		山鹿地域審議会	吉 岡 ていこ
13		鹿北地域審議会	中 村 富 也
14		菊鹿地域審議会	有 働 和 博
15		鹿本地域審議会	本 田 キヌヨ
16		鹿央地域審議会	梶 川 隆 徳
17		市民代表	田 嶋 里 沙
18		市民代表	林 昌 也
19		市民代表	高 木 正 二
20		市民代表	古 家 博 業

	役 職		氏 名
1	専 門 部 会委員	山鹿市総務部企画課地域振興係 係長	藤 本 敬 輔
2		山鹿市経済部農林企画課 審議員	加 藤 栄 一
3		山鹿市商工観光部商工課市街地活性化対策係	白 石 浩 二
4		山鹿市商工観光部商工課商業振興係	大 塚 昭 夫
5		山鹿市商工観光部観光課観光振興係 係長	吉 岡 隆
6		山鹿市商工観光部観光課観光企画係 係長	瀬 口 慎 哉
7		山鹿市建設部建設課維持係	迎 田 祐 樹
8		山鹿市建設部都市計画課都市計画係	淵 上 秀 昭
9		山鹿市建設部都市計画課都市整備係	樺 浩 介
10		山鹿市建設部都市計画課 課長補佐	横 田 博
11		山鹿市環境部環境課環境政策係 係長	坂 梨 高 男

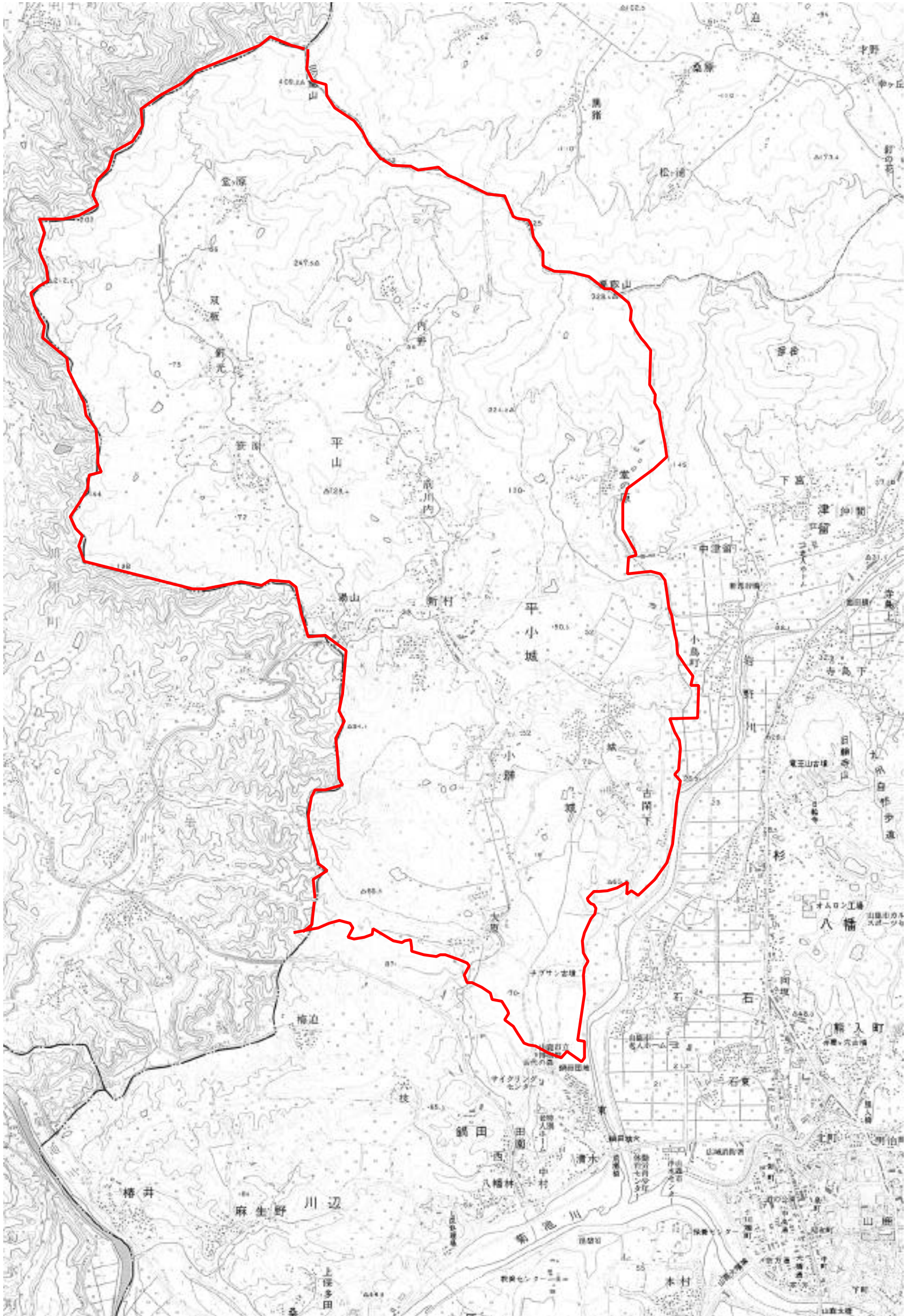
12	山鹿市教育委員会文化課 課長補佐	丸 山 信 敏
13	山鹿市農業委員会事務局農政係 係長	竹 田 吉 郎
14	山鹿市菊鹿総合支所総務振興課地域振興係 係長	山 下 陽
15	山鹿市鹿本総合支所総務振興課地域振興係 係長	豊 田 義 幸
16	山鹿市鹿央総合支所総務振興課総務係 係長	(西 村 照 彦) 野 路 美 紀
17	山鹿市鹿北総合支所総務振興課地域振興係 係長	北 原 敬 年

()は前任



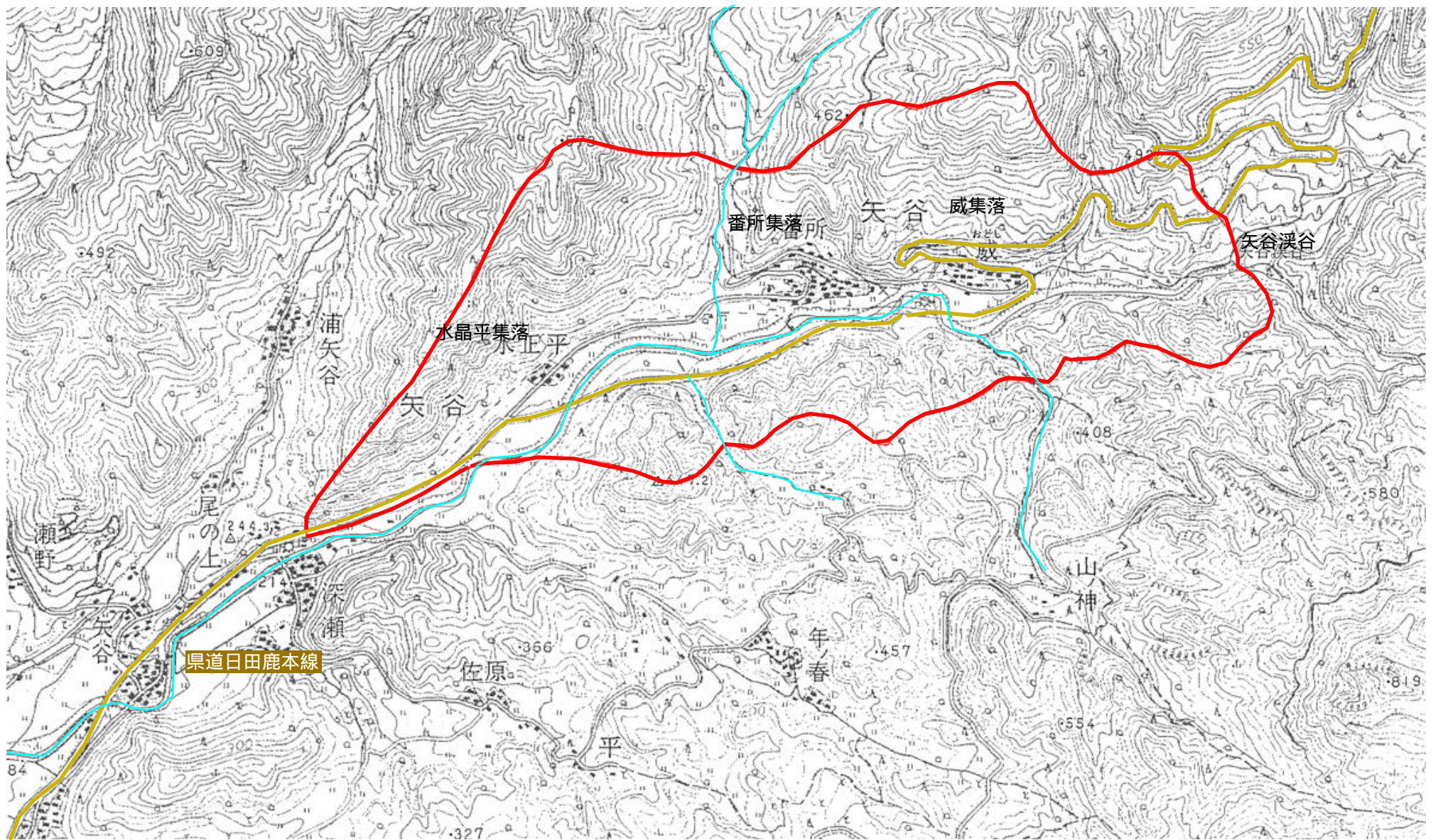
鞠智城公園周辺地区
国史跡の範囲

鞠智城公園周辺地区 範囲図
1/10000地形図より縮小



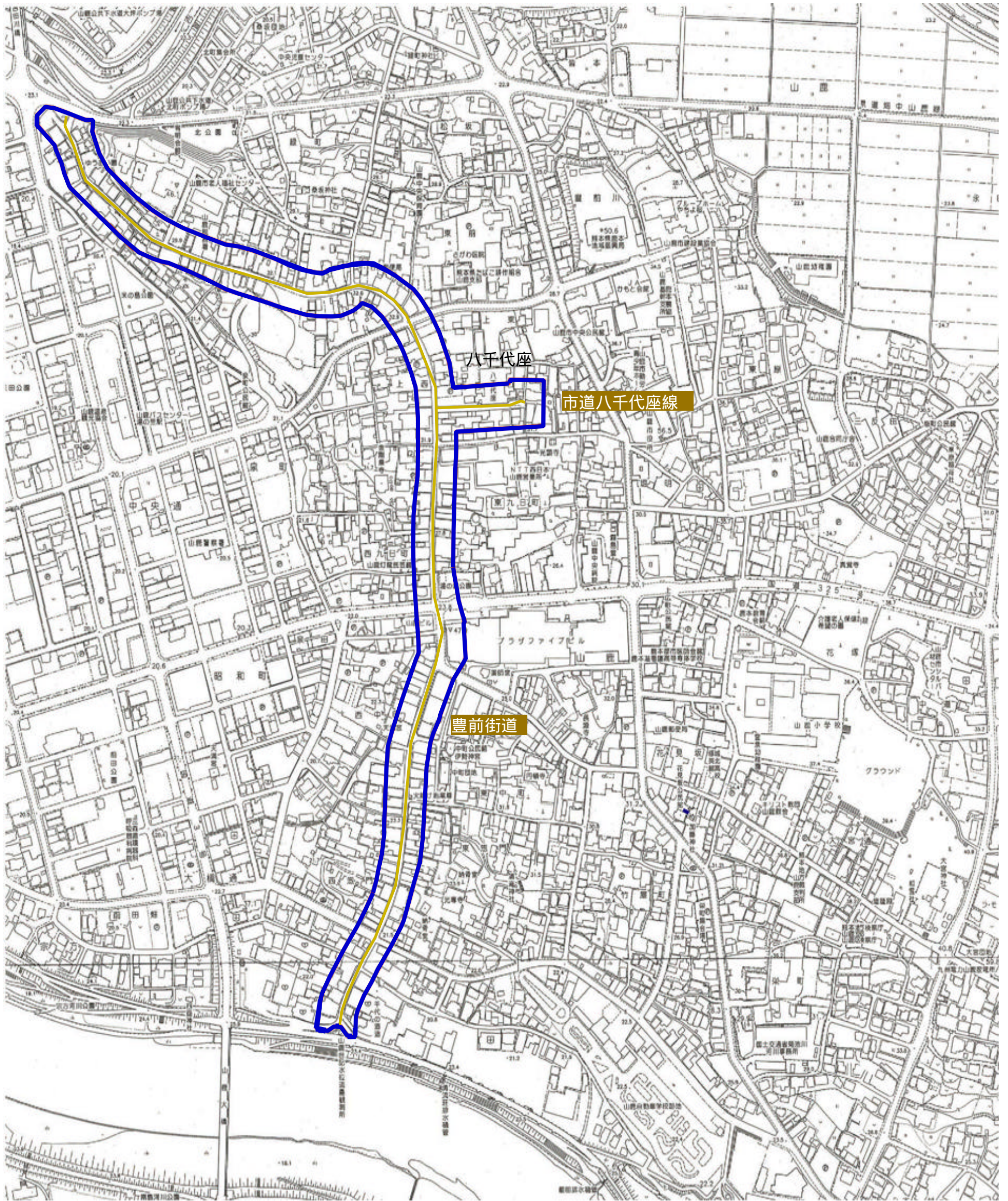
平小城地区

平小城地区 範囲図
1/50000地形図より縮小



- 番所地区
- 県道
- 上内田川

番所地区 範囲図
1/10000地形図より縮小



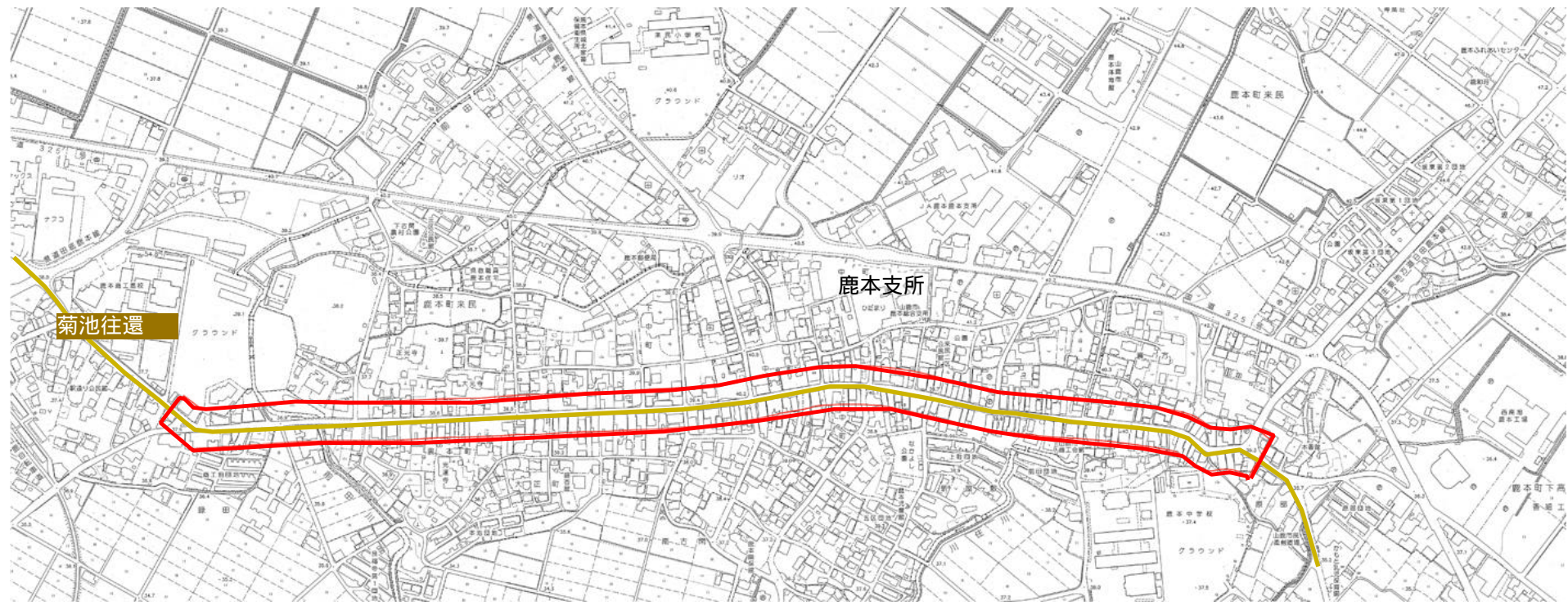
- 豊前街道山鹿地区
- 豊前街道

豊前街道山鹿地区 範囲図
1/25000地形図より縮小



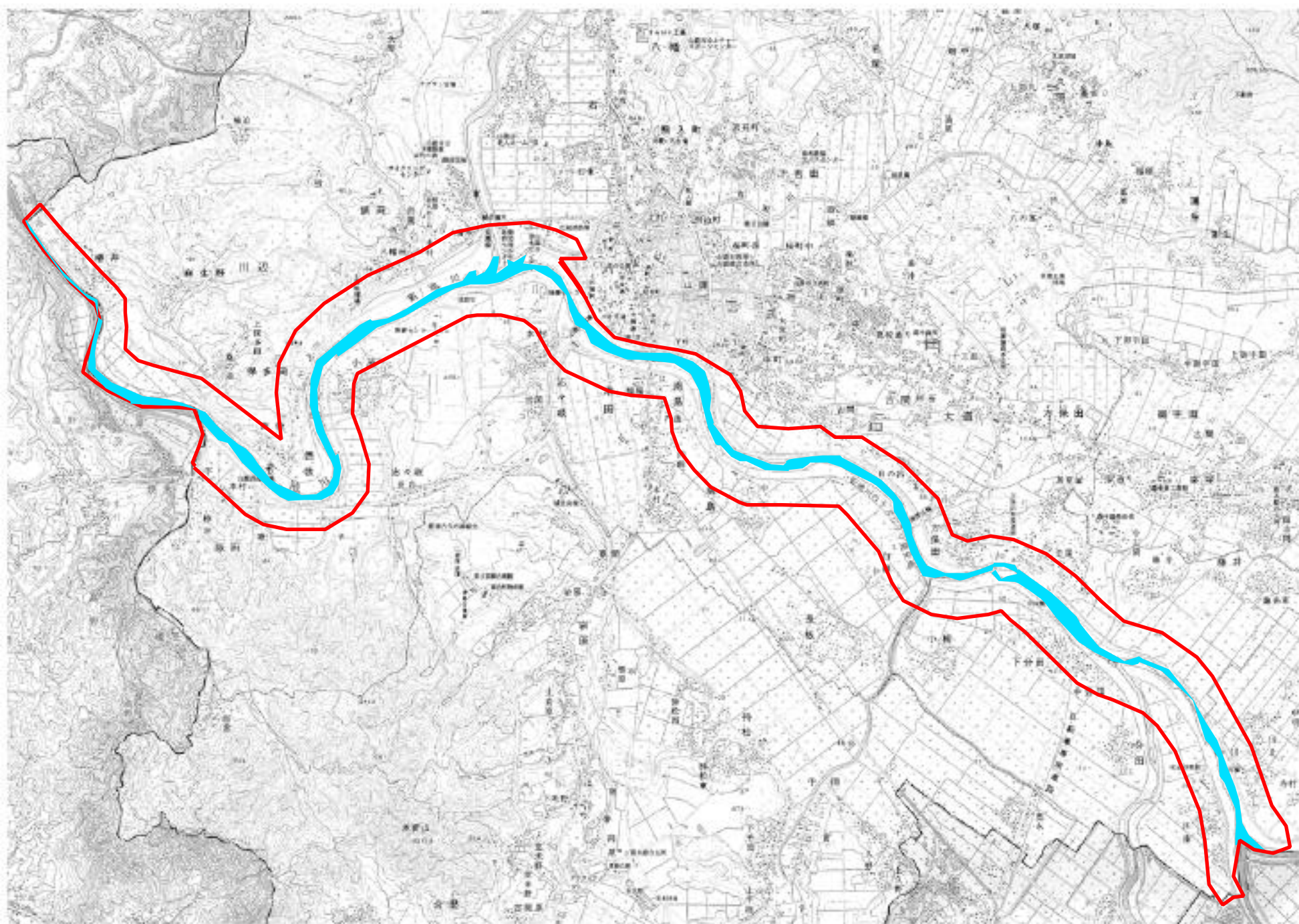
歴史的町並み地区
 豊前街道及び小路

参考：歴史的町並み地区 範囲図
 1/2500地形図より縮小



菊池往還来民地区
 菊池往還

参考：菊池往還来民地区 範囲図
 1/10000地形図より縮小



- 菊池川周辺地区
(山鹿都市計画区域内で用途地域の指定をしている部分を除く)
- 菊池川

参考：菊池川周辺地区 範囲図
1/10000地形図より縮小



- 岳間地区
- 県道及び市道
- 岩野川

参考：岳間地区 範囲図
1/10000地形図より縮小